

第6次稲美町総合計画 (原案)

ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町

稲美町

目次

序論

第1章 総合計画の概要	2
第1節 これまでの総合計画の取り組み	2
第2節 総合計画策定の意義	2
第3節 計画の構成	3
第4節 総合計画等の期間	4
第2章 稲美町の姿	5
第1節 地理	5
第2節 自然	5
第3節 歴史	6
第4節 産業等	6
第3章 総合計画策定の背景	7
第1節 社会経済環境の変化と課題	7
第2節 住民意識の調査	10

基本構想

第1章 まちづくりの目標	18
第1節 基本理念	18
第2節 基本目標	18
第2章 まちづくりの指標	20
第1節 人口	20
第2節 土地利用	22
第3章 施策の大綱	25
第1節 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち	26
第2節 だれもが健やかに地域で暮らせるまち	28
第3節 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち	29
第4節 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち	30
第5節 とともに進める持続可能なまち	31

基本計画

1. 施策の体系	34
2. とともに目標を達成する仕組み	38
3. 基本計画の読み方	39

第1章 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち	41
第1節 調和のとれた土地利用の推進	42
第1項 適正な土地利用の推進	42
第2項 田園集落の土地利用の推進	44
第2節 快適な生活空間の整備	45
第1項 良質な住宅・宅地の整備推進	45
第2項 公園・水辺空間・緑地の整備	46
第3節 快適な暮らしの基盤の整備	47
第1項 安全な道路整備	47
第2項 公共交通の維持・確保	48
第3項 上下水道の整備	49
第4節 自然豊かな環境の保全	51
第1項 環境保全の推進	51
第2項 快適な生活環境の形成	53
第5節 安全な暮らしを守る環境の整備	54
第1項 消防・救急体制の充実	54
第2項 防災・減災体制の整備	55
第3項 交通安全・防犯対策・消費者保護の推進	56
第2章 だれもが健やかに地域で暮らせるまち	59
第1節 健やかに暮らせる健康づくりの推進	60
第1項 健康づくりの推進	60
第2項 保健・医療体制の充実	62
第2節 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現	64
第1項 子育て環境の充実	64
第2項 子育て支援の充実	65
第3節 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現	66
第1項 地域福祉の充実	66
第2項 障がい者福祉の充実	67
第3項 高齢者福祉の充実	68
第3章 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち	69
第1節 子どもの夢と志を育む教育の充実	70
第1項 学校教育の充実	70
第2項 魅力ある学校園づくりの推進	72
第3項 地域と連携した教育の推進	74

第2節 地域と人を育む生涯学習の推進	76
第1項 生涯学習の推進	76
第2項 スポーツ・レクリエーションの推進	77
第3項 芸術・文化の振興	78
第3節 お互いを認めあう社会の実現	79
第1項 人権教育の推進	79
第2項 男女共同参画社会の推進	80
第3項 多文化共生の推進	81
第4章 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち	83
第1節 地域の特性をいかした農業の振興	84
第1項 農業基盤の整備	84
第2項 農業の継続的な展開	85
第2節 活力ある地域経済の振興	86
第1項 地域経済の振興	86
第2項 労働者福祉の向上	87
第1項 交流と観光の振興	88
第5章 とともに進める持続可能なまち	89
第1節 とともに進めるまちづくりの推進	90
第1項 多様な主体との協働の推進	90
第1項 効率的な行財政運営の推進	92
第2節 持続可能なまちづくりの実現	94
第2項 広域行政と連携交流の推進	94

序 論

第1章 総合計画の概要

- 第1節 これまでの総合計画の取り組み
- 第2節 総合計画策定の意義
- 第3節 計画の構成
- 第4節 総合計画等の期間

第2章 稲美町の姿

- 第1節 地理
- 第2節 自然
- 第3節 歴史
- 第4節 産業等

第3章 総合計画策定の背景

- 第1節 社会経済環境の変化と課題
- 第2節 住民意識の調査

第1章 総合計画の概要

第1節 これまでの総合計画の取り組み

本町では、昭和47年（1972年）に策定した第1次総合計画以降、定期的に改定を行いながら、社会情勢や時代の潮流、住民ニーズの変化などに対応したまちづくりの取り組みを計画するとともに、具体的な施策や事業を展開しながら着実な発展を遂げてきました。

また、基本とするまちづくりの理念は、豊かな田園景観や歴史、文化など、本町の貴重な資源を次代につなぐとともに、これらをいかして、すべての住民が快適に安心して暮らせることとしてきました。

計画名	計画期間	基本理念
第1次総合計画	昭和47～56年度	光と緑の快適なくらしよい稲美町
第2次総合計画	昭和57～平成3年度	人間尊重と福祉の町づくり優先
第3次総合計画	平成4～13年度	自然と調和したうるおいのあるまちづくり
第4次総合計画	平成14～23年度	ホッとCity!稲美
第5次総合計画	平成24～令和3年度	人と緑のホームタウン いなみ

第2節 総合計画策定の意義

我が国は、急速な少子高齢化の進行に伴う人口減少、地震や台風などによる大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展などにより社会情勢は大きく変化し、さまざまな影響が懸念されています。

そうした中、少子高齢化・人口減少という国が直面する大きな課題に対し、東京への人口の一極集中を是正し、魅力ある地域をつくるために地方創生が進められています。本町においても、稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）及び稲美町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を策定し、人口減少の克服と活気のある稲美町の創生に取り組んできました。

本計画では、社会や経済環境の変化、住民意識の動向を踏まえ、新たなまちづくりの指針を示す計画としてすべての住民が愛着をもち、快適に安心して暮らせるまちづくりを進めるために、総合計画と総合戦略を一体的に策定するものです。

第3節 計画の構成

本計画は、将来に向けての長期的展望に立ったまちづくりの基本的な方向を明らかにするために、基本理念及び基本目標を示し、その実現に向けて必要な施策の大綱を定め、総合的・計画的な町政の運営を図るための町の最上位計画で、次のような役割があります。

- ・ 議会の議決を経て定められた本町のまちづくりの総合的かつ基本的な指針となる計画です。
- ・ 各行政分野の個別計画の上位計画にあたり、個別計画を策定、実施していく際の指針となります。
- ・ 行政と住民、団体など、それぞれが役割と責任を担い、協働でまちづくりを進めるための指針となります。
- ・ 住民や国及び県に対して本町のまちづくりの姿勢を示します。

なお、総合計画は、以下に示す「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されます。

【基本構想】

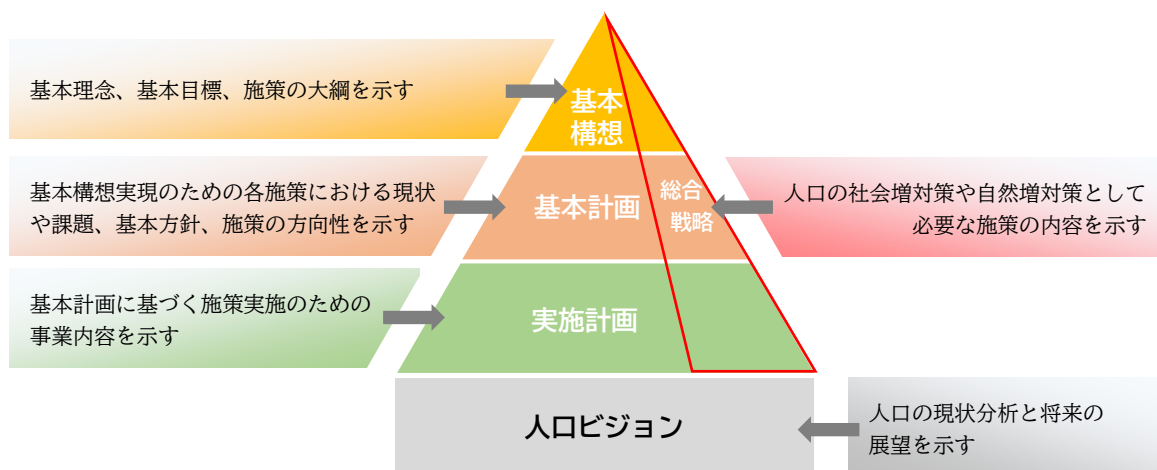
基本構想では、まちづくりの基本理念や基本目標を示すとともに、まちづくりの指標となる人口や土地利用の基本方針、その実現に向けて必要な施策の大綱を示します。

【基本計画】

基本計画では、基本構想で示した基本目標を実現するために、施策ごとの現状や課題を明らかにし、それに対する基本方針や施策の方向性を示します。

【実施計画】

実施計画では、基本計画に基づく各施策を実施するための事業の内容を示します。



【人口ビジョン】

人口減少の克服と活力ある稲美町の創生を図るために、人口の現状分析と将来の展望を示します。

【総合戦略】

人口ビジョンを実現していくために、人口の社会増対策や自然増対策、地域課題の解決などをめざし、必要な施策の内容を示します。

第4節 総合計画等の期間

基本構想は、令和4年（2022年）度を初年度とし、令和13年（2031年）度を目標年度とする10年間の計画とします。

基本計画は、令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5年間を前期基本計画、令和9年（2027年）度から令和13年（2031年）度までの5年間を後期基本計画の計画期間とします。

実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度計画内容に検討を加えるローリング方式とします。

人口ビジョンは、平成27年（2015年）を初年とし、令和42年（2060年）までを計画期間とします。

総合戦略は、基本計画と同様の計画期間とし、5年ごとに施策などの見直しを行います。

		(令和)									
		4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)	13年度 (2031年度)
総合計画		基本構想（令和4年度～令和13年度）									
		前期基本計画 (令和4年度～令和8年度)					後期基本計画 (令和9年度～令和13年度)				
		実施計画 (令和4年度～令和6年度)			…ローリング方式						
				実施計画 (令和5年度～令和7年度)							
			実施計画 (令和6年度～令和8年度)								
総合戦略		第2期総合戦略 (令和4年度～令和8年度)					第3期総合戦略 (令和9年度～令和13年度)				
人口ビジョン		人口ビジョン (平成27年～令和42年)									

第2章 稲美町の姿

第1節 地理

本町は、播磨平野東部の東播磨地域に位置しており、東は神戸市、南は明石市、西は加古川市、北は三木市と4市に隣接しています。総面積は34.92km²で、東西7.9km、南北6.5kmです。

東播磨地域の中でも、本町と加古川市、高砂市、播磨町の2市2町は、古くから地理的、歴史的に結びつきが強く、東播磨広域市町村圏を形成しており、本町から圏域の中心である加古川市へは約7km、そして、県庁所在地である神戸市の中心までは約30kmの距離です。

また、本町には、国道の通過、鉄道の乗り入れがなく、道路の広域幹線網として、臨海部を東西に国道2号、加古川バイパス及び第二神明道路、東部を国道175号、西部を東播磨道がそれぞれ南北に町を取り巻く線形となっています。そして、鉄道の最寄り駅は、中心から約4kmの位置にあるJR山陽本線の土山駅、東加古川駅であり、路線バスは、土山駅及び加古川駅に乗り入れています。

さらに、神戸市、明石市、加古川市、三木市の4市に囲まれた地理的条件と田園風景が広がる良質な環境により、阪神地域のベッドタウンとして昭和40年代以降に多くの住宅開発が行われ、人口が急増しましたが、近年は減少傾向にあります。

第2節 自然

地形は、ほぼ全域が平坦であり、標高は22mから92m程度で、東部から西部にかけ緩やかな傾斜をなしており、町内には、草谷川、曇川、国安川、喜瀬川の4本の河川があります。

町域の多くは農用地で、山林地帯が少なく、町の中央部の愛宕山周辺の樹林地及び北東部に位置する草谷川周辺に斜面樹林地が分布しています。

町内には水田開発のために築造されたため池が88か所あり、農林水産省から「ため池百選」に選ばれた白鳳3年（675年）に造られたとされる天満大池や県内最大の満水面積を誇る加古大池があります。また、ため池や水路、水田、集落などによって構成された本町特有の景観は、文化庁から「稲美町のため池群」として文化的景観における重要地域180か所の1つに選ばれています。

気候は、瀬戸内式気候に属するため、年間を通じて温暖・少雨であり、平成30年（2018年）から令和2年（2020年）の3年間の平均気温は約16.5度、平均年間降水量は約1,129mmとなっています。

第3節 歴史

本町は、播磨平野の中で明石川と加古川に囲まれた平坦な台地に位置し、万葉集に「いなみ野」と詠まれ、古くから人々が生活していた地域の中心です。

しかし、山らしい山、台地を潤すほどの大きな川もないという水に恵まれない自然条件のもと、先人たちは林や丘を切り開き、口碑によると7世紀頃からため池などを築造し、かんがい用水を確保して農耕社会を営んできました。明治以降には農業技術の発展や悲願であった淡河川疏水、山田川疏水の完成により、水田開発が進み、現在の稲穂に満ちた美しい町としての基礎が築かれました。

明治22年(1889年)には、新しい市町村制によって各村の合併がなされ、加古新村、母里村、天満村の3村が誕生しました。その後、昭和30年(1955年)に加古(旧加古新村)、母里、天満の3村合併に伴い、稲美町が誕生し、現在に至っています。

本町の歴史・風土を物語る文化財や史跡としては、菅原道真公にちなんだ天満神社、法道仙人により開基されたとされる高菌寺、入ヶ池の人柱の霊を祀ったといわれる川上真楽寺、伏見稲荷の霊を迎えて祀った鳴岡稲荷神社など、古くからの社寺があります。

また、近代史跡として、明治政府が西日本で初めて本格的にワインを生産した醸造施設である播州葡萄園跡が平成8年(1996年)に発見され、平成18年(2006年)には国の史跡として指定されました。

第4節 産業等

本町は、古くから農業を基幹産業としており、町域の86%にあたる約3,000haが農業振興地域に指定されています。また、近年、本町における農家戸数は減少傾向にあり、経営耕地面積も減少していますが、東播磨地域の臨海部では加古川市に次いで農地面積、農業就業人口、農家戸数が多く、都市近郊の有利性により、広域的に農業を担う役割を有しています。

また、平成27年(2015年)には、6次産業化の拠点施設として、近畿最大級の農産物直売所を備えるにじいろふぁ～みんが開設されています。

工業については、播磨臨海工業地帯の一部として指定を受け、町の南部を中心に工業地区を形成しており、平成26年(2014年)の製造品出荷額は県内20位となっています。商業については、中心部市街化区域に中心商業・業務地区を形成しており、平成26年(2014年)の年間販売額は県内24位となっています。

第3章 総合計画策定の背景

第1節 社会経済環境の変化と課題

(1) 少子高齢化と人口減少

日本は平均寿命 80 歳を超える長寿大国です。国が人生 100 年時代を見据えて動き出したように、まだしばらくは平均寿命が延び、高齢者が増加すると想定されています。

一方で、生まれてくる子どもの数は依然として減少傾向にあります。少子化の進行は、結婚・出産・子育ての希望の実現を阻むさまざまな要因が絡み合っており、解決には多方面からのアプローチが必要となります。

平成 27 年（2015 年）の国勢調査の結果をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し、町独自で令和 2 年（2020 年）の国勢調査の結果から将来人口を推計すると、本町においても人口減少は続き、令和 42 年（2060 年）には、19,151 人（平成 27 年（2015 年）から約 38%の減少）になります。また、令和 7 年（2025 年）以降は高齢者の約 6 割が 75 歳以上の後期高齢者となることが推計されていることから、住宅用地の確保や空き家の利活用など、転入人口の増加を図るとともに、ふるさと意識の醸成により UJ ターンを推進する必要があります。

少子高齢化による影響は、経済規模の縮小や社会保障のための負担増、医療や福祉などのサービスの低下、財政の悪化などが予想されることから、人口減少の抑制に向けた取り組みを引き続き推進していく必要があります。

(2) 子育て・教育

国では、少子化対策として幼児教育・保育の負担軽減を図る観点などから、幼児教育・保育の無償化が実施されました。また、学校教育では「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの「生きる力」の確実な育成が求められています。さらに、ICT を活用した学習が展開されるとともに、きめ細かな教育を行うため、小学校の全学年で 35 人学級が段階的に導入されるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

そのような中、本町では、情報通信機器を適切に活用した学習活動の充実を図るため、ICT を活用した授業に積極的に取り組むとともに、新たに地域のあらゆる世代の人たちとふれあうことができるいなみっこ広場を開設するなど、すべての子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、地域社会全体で子育てとその支援に取り組んでいます。

今後も、子育て支援をさらに充実させ、より一層の子育てしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 福祉・医療・健康

国では、高齢者や障がい者、生活困窮者など、分野ごとの福祉の推進を図るとともに、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」をめざしていくことが示されました。

本町では、障がい者の日常生活や社会生活の自立を図るとともに、生活困窮者に対しては社会福祉協議会などと連携することで、多様な担い手が参画し、住民が主体的に支えあう共生社会の実現をめざしています。

また、高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴い、がんや糖尿病などの生活習慣病及びその予備群が増加傾向にあるため、本町では、特定健康診査などの保健事業や高齢者が集ういきいき広場などの介護予防事業に取り組んでいます。

今後も、誰もが安心して暮らせるまちをめざして、住民の健康意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、各ライフステージにおける保健サービスの一層の充実を図り、予防を重視した健康づくりを進めていく必要があります。

(4) 経済・産業・労働

国では、生産年齢人口の減少が予想され、誰もが活躍できる一億総活躍社会に向けて、多様な働き方を実現するための働き方改革などが進められています。また、めざすべき未来社会の姿として、IoTやAI（人工知能）などの新技術を用いて経済発展と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現が示されました。さまざまな革新的な技術をどのように取り入れ、次世代のニーズに対応した産業振興を図っていくかが課題となっています。

また、農業分野では慢性的な人手不足や高齢化による労働力不足に対し、担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、本町では今後も集落営農組合の組織化・法人化に引き続き取り組むとともに、6次産業化やスマート農業を推進し、持続可能な農業の振興を進めていく必要があります。

(5) 安全・安心なまちづくり

全国的に、大きな被害が発生する自然災害が増加しており、ここ数年は、地震だけでなく豪雨や台風による土砂崩れや水害による被害が多くなっています。自然災害を完全に防ぐことは難しいため、住民の減災に対する意識の向上と、発生が予測される南海トラフ地震などの災害発生時に速やかな避難行動につながる取り組みの啓発を実施していく必要があります。

また、多様化する犯罪への防犯対策の取り組みや交通安全啓発を推進するなど、住民の安全・安心を確保していく必要があります。

今後も住み続けられる快適な居住環境を整えるための都市計画や道路、橋梁、上下水道、学校教育施設などの公共施設の老朽化対策など、計画的・効率的に安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

(6) 持続可能なまちづくり

地球温暖化をはじめとした世界的な環境問題が深刻化している中、この先も自然と共存し続けられるよう、脱炭素社会への転換や循環型社会の形成など自然を保全するための取り組みが求められています。

本町においても、近隣市町と連携してごみ排出量の抑制・再利用・再資源化など、生活環境の保全に努めています。

また、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性をめざす経済、社会、環境の課題に統合的に取り組む国際目標で、日本もこの目標に積極的に取り組んでいます。

今後、本町においても各施策で SDGs の考え方と関連付けることで意識の啓発を図り、住民・地域団体・事業者・行政の協力による持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

第2節 住民意識の調査

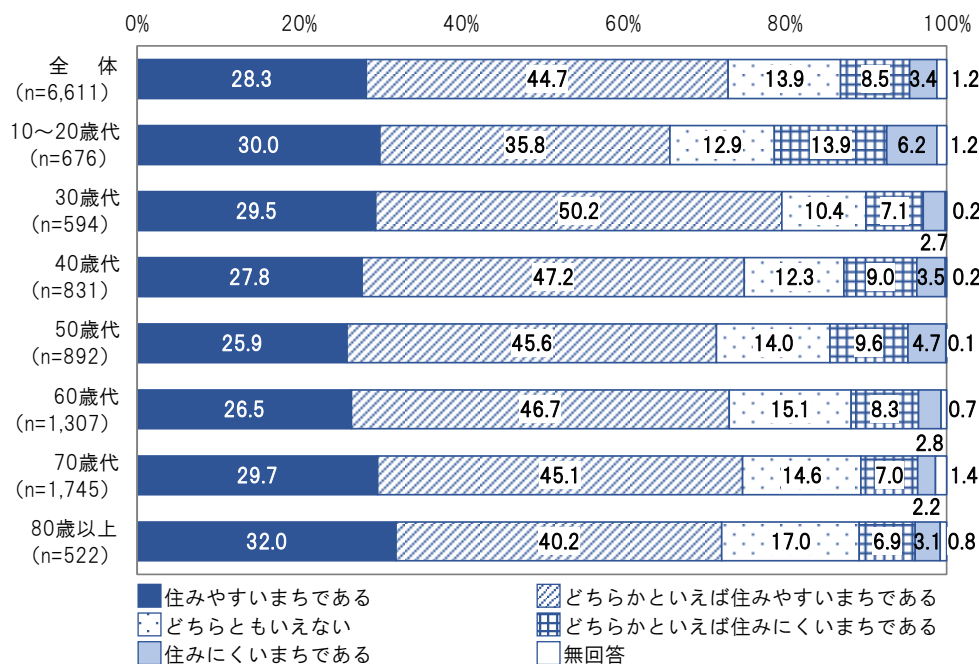
本計画の策定にあたり、住民意識や現在の生活環境、将来に向けたまちづくりに関して広く意見を聞くために、下記のアンケートを実施しました。

調査種別	住民アンケート調査	結婚・出産に関する調査	進路希望に関する調査
調査対象	全世帯 10,750 世帯	15～49 歳の人 1,776 人	18 歳・22 歳の人 627 人
調査方法	調査票への記入方式 個別配布・郵送回収	調査票への記入方式 郵送配布・郵送回収	
回収状況	有効回収数：5,656 人 (有効回収率：52.6%)	有効回収数：731 人 (有効回収率：41.2%)	有効回収数：224 人 (有効回収率：35.7%)
調査期間	令和 2 年 (2020 年) 8 月 26 日～9 月 30 日	令和 2 年 (2020 年) 9 月 15 日～9 月 30 日	
備考	○回答は各質問の回答者数 (n) を基数とした百分率で示しています。 ○百分率は小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が 100%にならない場合があります。 ○1 つの質問に 2 つ以上答えられる“複数回答可能 (MA%)”の場合は、回答比率の合計が 100%を超える場合があります。		

(1) 稲美町の住みやすさの評価

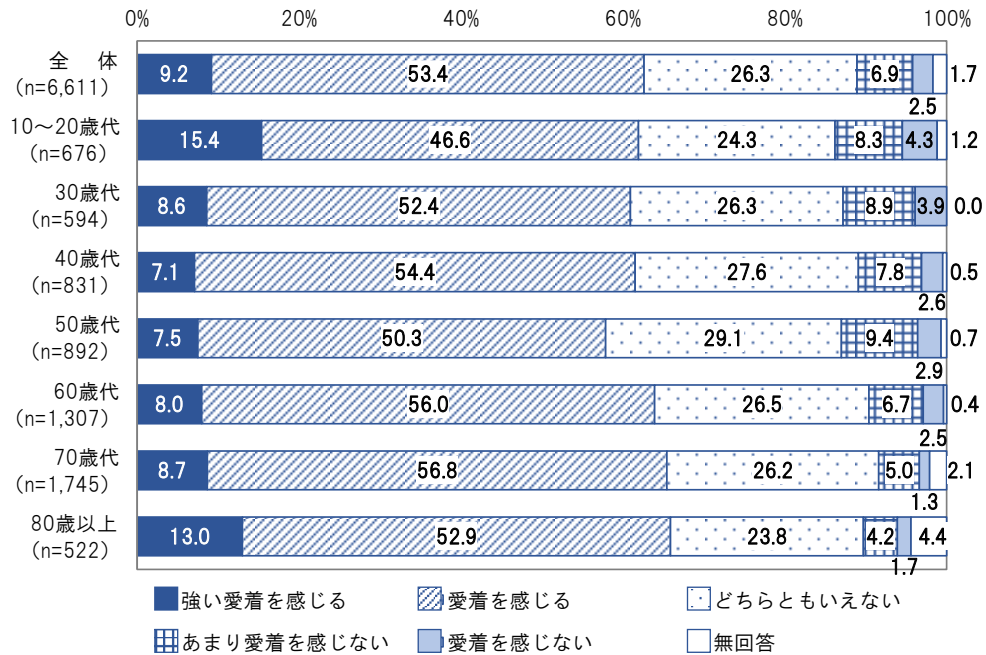
稲美町の住みやすさの評価については、「住みやすいまちである」と「どちらかといえば住みやすいまちである」を合わせると、7 割以上の方が住みやすいと感じています。

年代別にみると、「住みやすいまちである」、「どちらかといえば住みやすいまちである」と回答している人の割合は 30 歳代で最も高く、反対に 10～20 歳代で最も低くなっています。



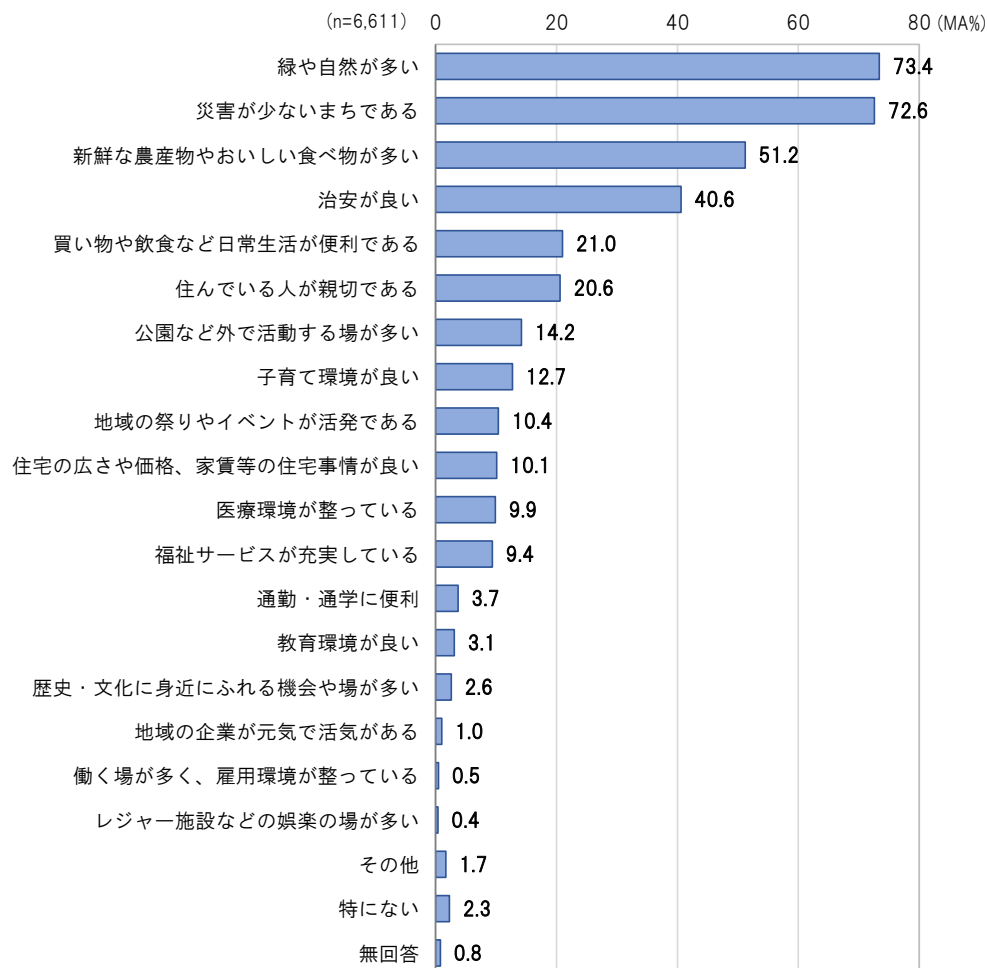
(2) 稲美町への愛着

稲美町への愛着については、「強い愛着を感じる」と「愛着を感じる」を合わせると、6割以上の人が稲美町に愛着を感じています。年代別にみると、「強い愛着を感じる」と「愛着を感じる」と回答している割合は80歳以上が最も高く、反対に50歳代で最も低くなっています。



(3) 稲美町の強み

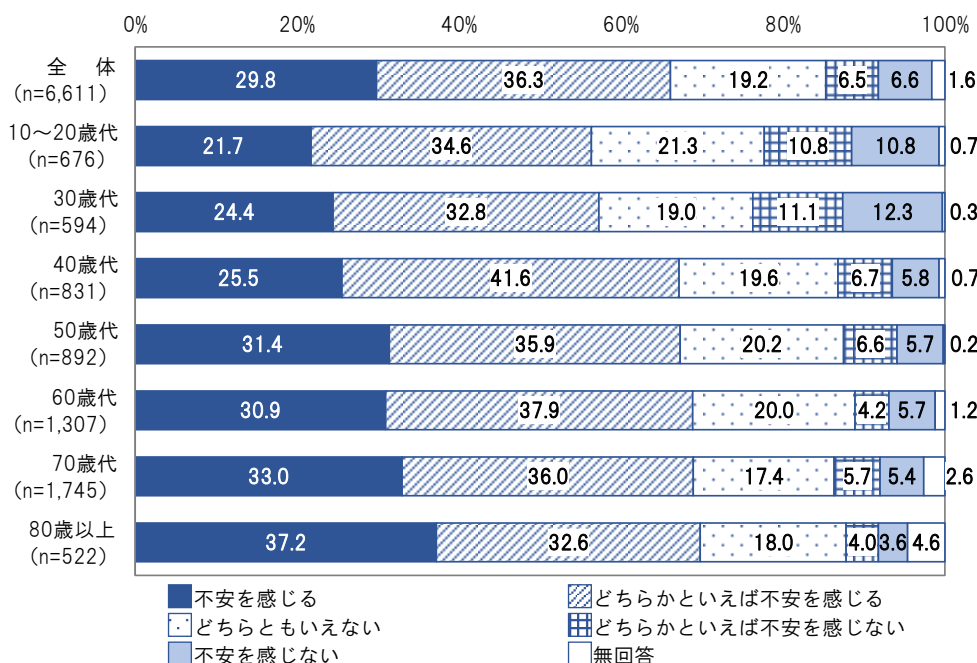
稲美町の強みについては、「緑や自然が多い」、「災害が少ないまちである」、「新鮮な農産物やおいしい食べ物が多い」などが高くなっています。反対に、「レジャー施設などの娯楽の場が多い」、「働く場が多く、雇用環境が整っている」が低くなっています。



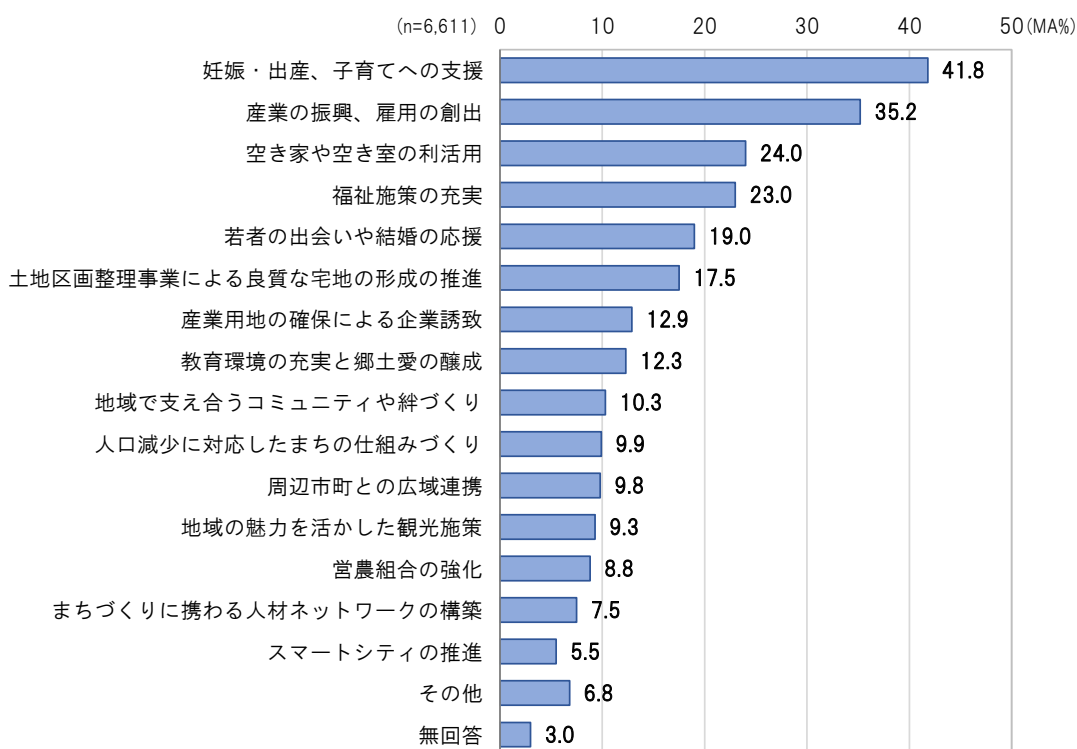
(4) 人口減少社会への対策

人口減少が進むことに対する不安については、「不安を感じる」と「どちらかといえば不安を感じる」を合わせると、6割以上の方が不安を感じていることがわかります。

概ね年代が上がるにつれて不安を感じている人が多くなっています。

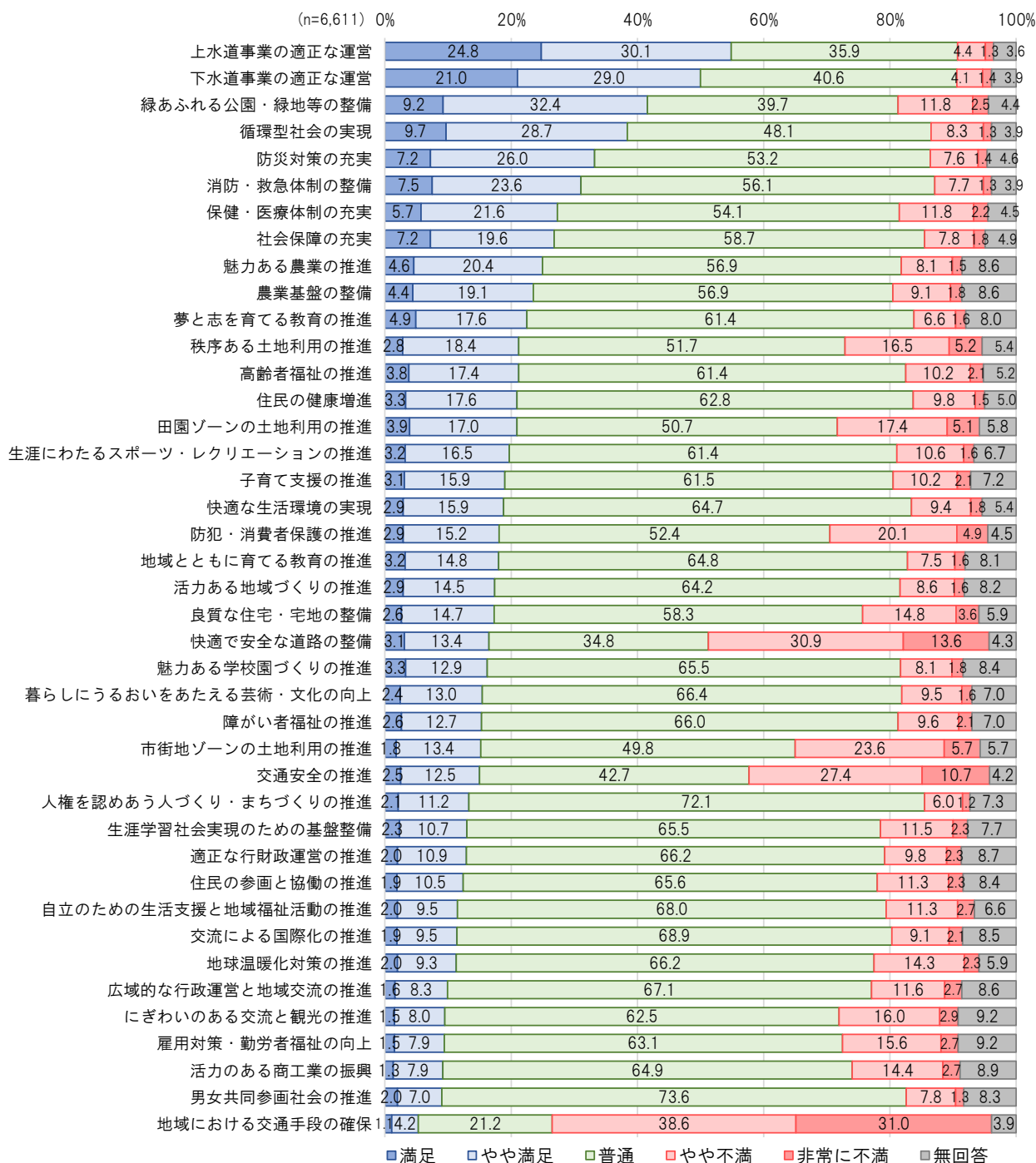


人口減少を抑制するために、力を入れるべき取り組みでは、「妊娠・出産、子育てへの支援」、「産業の振興、雇用の創出」、「空き家や空き室の利活用」が高くなっています。反対に、「スマートシティの推進」、「まちづくりに携わる人材ネットワークの構築」が低くなっています。



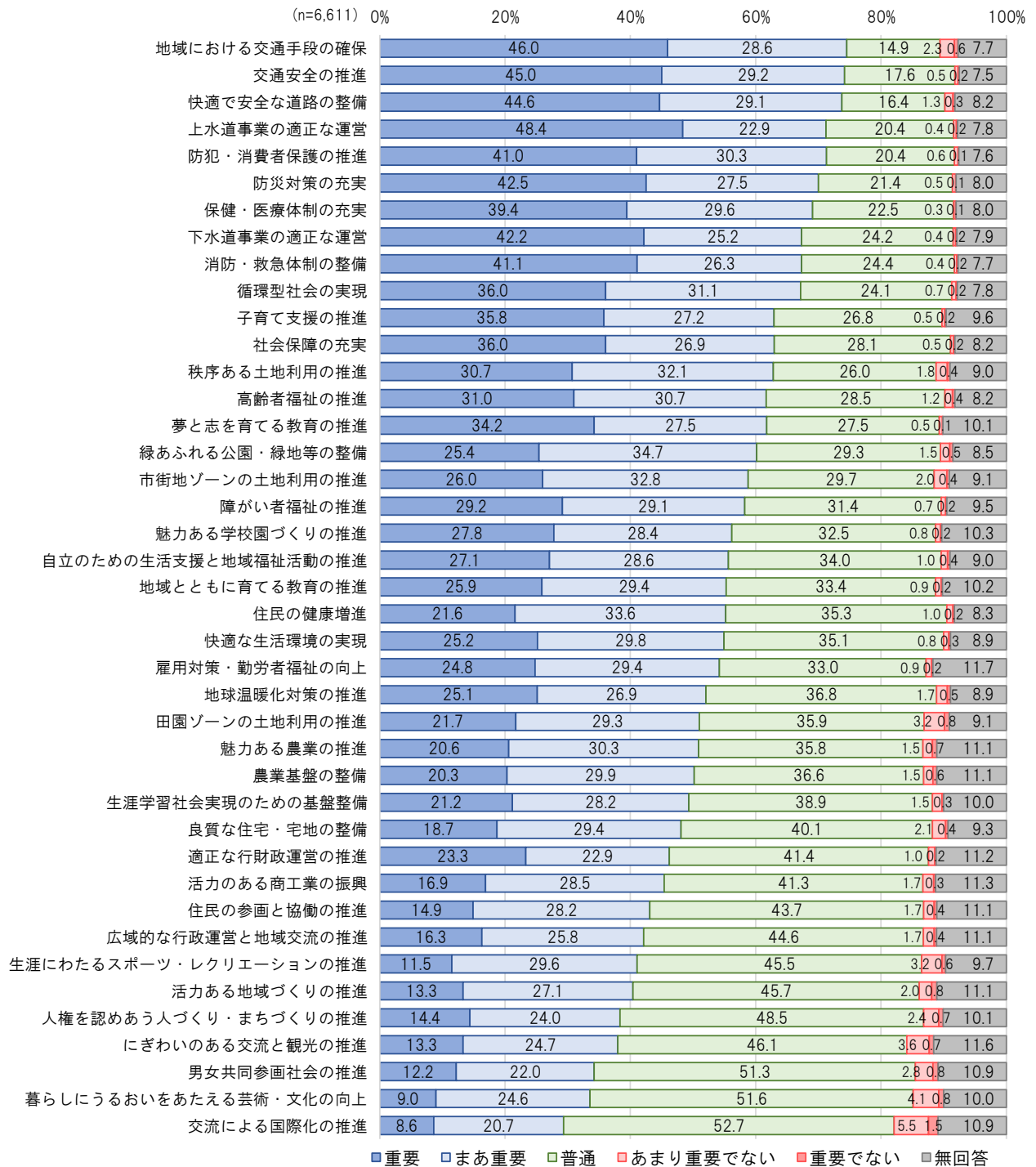
(5) 町の施策の満足度

本町の各施策に対する満足度の状況を見ると、「上水道事業の適正な運営」、「下水道事業の適正な運営」、「緑あふれる公園・緑地等の整備」に対する満足度が高くなっています。反対に、「地域における交通手段の確保」、「快適で安全な道路の整備」に対する不満が高くなっています。



(6) 町の施策の重要度

本町の各施策に対する重要度の状況を見ると、「地域における交通手段の確保」、「交通安全の推進」、「快適で安全な道路の整備」が高くなっています。反対に、「交流による国際化の推進」、「暮らしにうるおいをあたえる芸術・文化の向上」が低くなっています。



基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第2章 まちづくりの指標

第1節 人口

第2節 土地利用

第3章 施策の大綱

第1節 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

第2節 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

第3節 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

第4節 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

第5節 とともに進める持続可能なまち

第1章 まちづくりの目標

第1節 基本理念

これまでの総合計画のまちづくりの理念を継承しつつ、全国的に人口減少が進行している中、持続可能な新しいまちづくりを進めるために、基本理念を次のとおりとします。

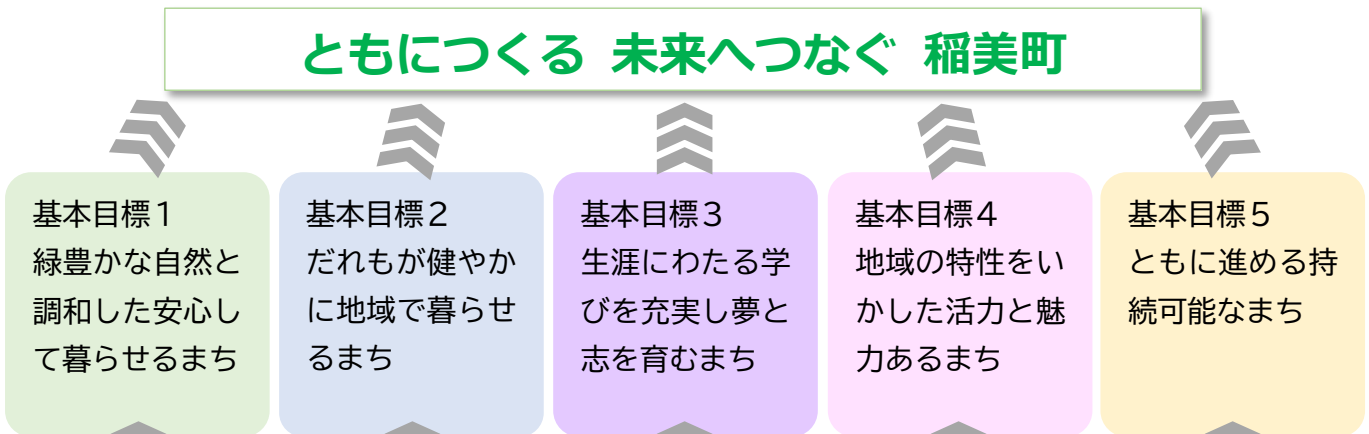
ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町

本町は、地域の生活を支えるために造られた数多くのため池やそれらを繋ぐ水路網、その恩恵を受けて拓かれてきた農地や農村集落、地域の歴史や文化を伝える社寺や祭り、自然豊かな景観など、美しい水と緑や歴史・文化に恵まれた地域で、それらが織りなす美しい風景は、四季折々にさまざまな姿を見せながら、本町で暮らす人々に豊かさと安らぎを与え続けています。

「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」は、本町のこれらの特性をいかし、愛着と誇りを持ちながら、ともに暮らし、ともに学び、ともに支えあいながら、先人たちが築きあげてきた豊かな自然や歴史・文化などの資産をしっかりと受け継ぎ、次の時代のさらなる飛躍につなげるまちづくりを進めていこうとする姿勢を表現しています。

第2節 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定めてまちづくりを進めていきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。

本計画で掲げる主な施策をSDGsと関連づけることで、住民・地域団体・事業者・行政など、さまざまな立場の人が相互に連携し、各分野における持続可能なまちづくりの取り組みの推進につなげていきます。

基本目標1 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

市街地や田園集落での調和のとれた土地利用を推進するとともに、住宅や公園などの生活空間や道路などの暮らしの基盤を整備し、快適に暮らせるまちをめざします。

また、自然豊かな環境を保全するとともに、災害や犯罪などから安全な暮らしを守る環境の整備を行い、安心して暮らせるまちをめざします。

基本目標2 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるとともに、保健・医療・福祉サービスを充実し、子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちをめざします。

また、住民がお互いに支えあう地域ぐるみの福祉を推進し、だれもが安心して暮らせるまちをめざします。

基本目標3 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

学校教育の充実や教育環境の整備により、児童・生徒一人ひとりの個性や能力をいかすことのできるきめ細かな教育を推進し、夢と志を育むまちをめざします。

また、スポーツ・文化・芸術などの生涯学習や人権教育などを推進することにより、お互いを認めあうことのできる地域と人を育むまちをめざします。

基本目標4 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

農業の基盤整備や担い手の確保、新技術などを活用した持続可能な農業を振興するとともに、地域経済の振興と労働者福祉の向上を図り、活力あるまちをめざします。

また、魅力ある交流と観光を推進し、にぎわいのあるまちをめざします。

基本目標5 とともに進める持続可能なまち

多様な主体との協働を進めるとともに、地域や広域での交流・連携を推進し、ともに進めるまちをめざします。

また、新技術などの社会変化に対応した行政サービスを提供し、効率的で健全な行財政運営による持続可能なまちをめざします。

第2章 まちづくりの指標

第1節 人口

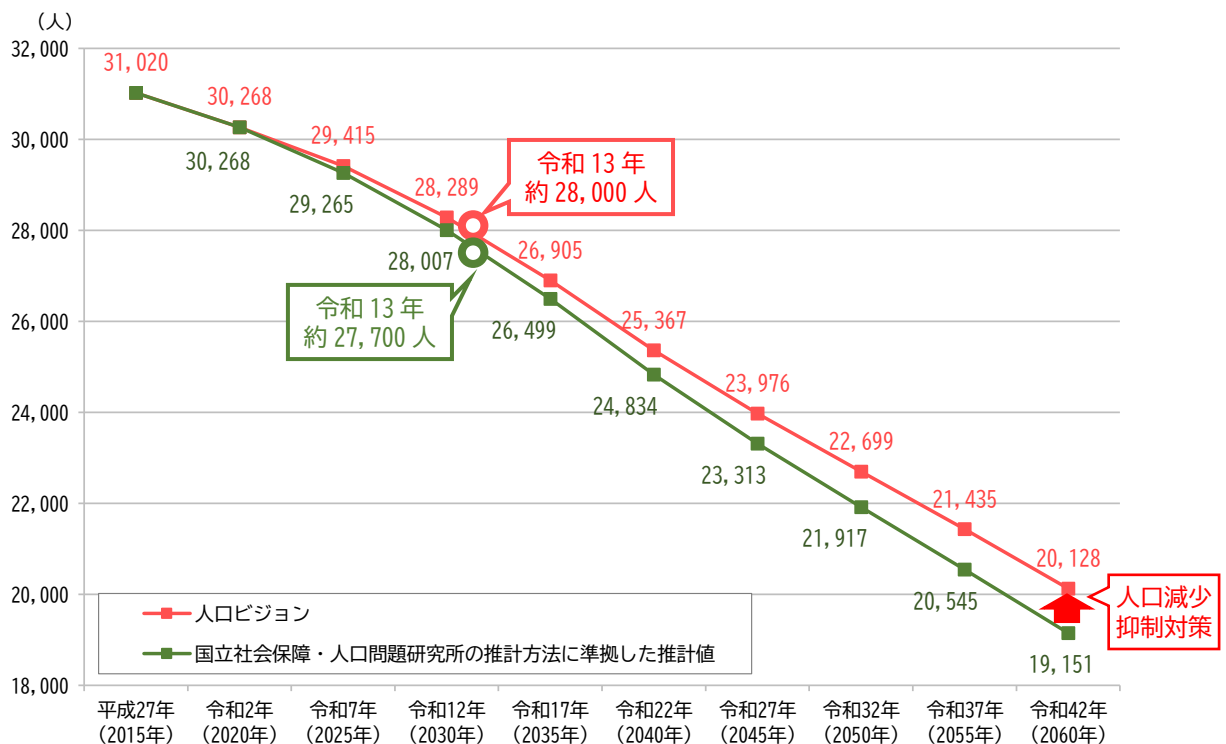
(1) 人口・世帯

全国的な少子高齢化や人口減少を背景に、平成27年（2015年）の国勢調査の結果をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し、町独自で令和2年（2020年）の国勢調査の結果から算出した本町の将来人口は、令和13年（2031年）には約27,700人になると推計しています。

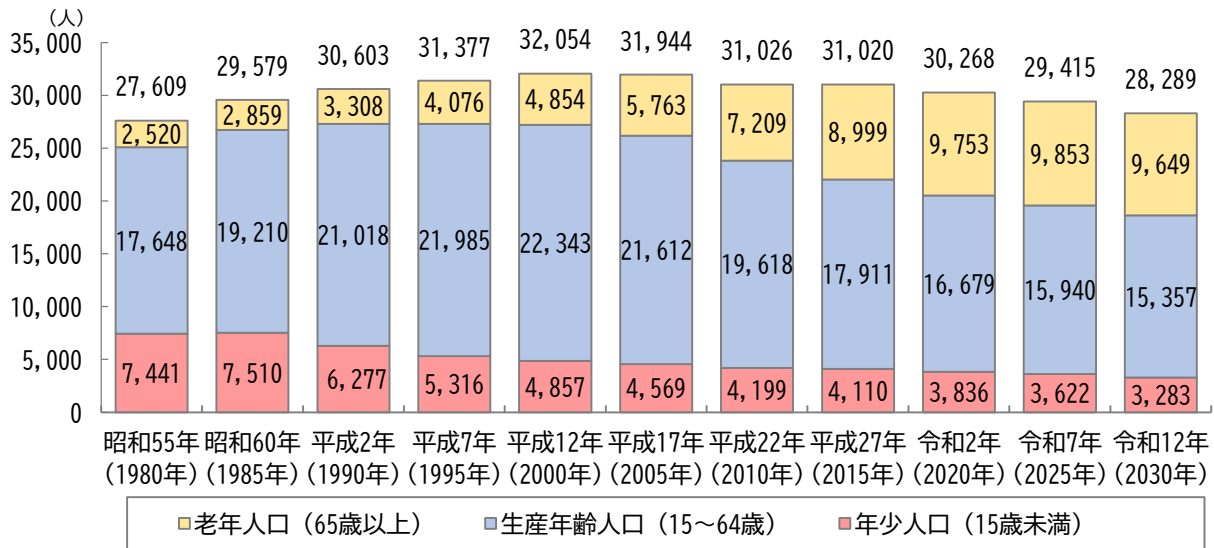
こうした状況の中、良好な生活環境やまちの活力を維持していくために、子育て支援や移住・定住促進施策、地域活性化などのさまざまな取り組みなどを進めることにより、令和13年（2031年）に約28,000人の人口規模を維持することをめざします。

また、町外の人々が本町を訪れることは町の活性化にもつながるため、本町に住む定住人口だけでなく、大都市に隣接し、都市機能と豊かな自然を合わせもつ本町の魅力をいかして、本町を訪れる交流人口を増やすとともに、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口を増やす必要があります。さらに、自治会やボランティア活動などのまちづくりの活動を行う活動人口を増やすことにより、つながりの豊かな活力のあるまちをめざします。

■ 稲美町の人口ビジョンによる将来展望



■人口の推移・推計

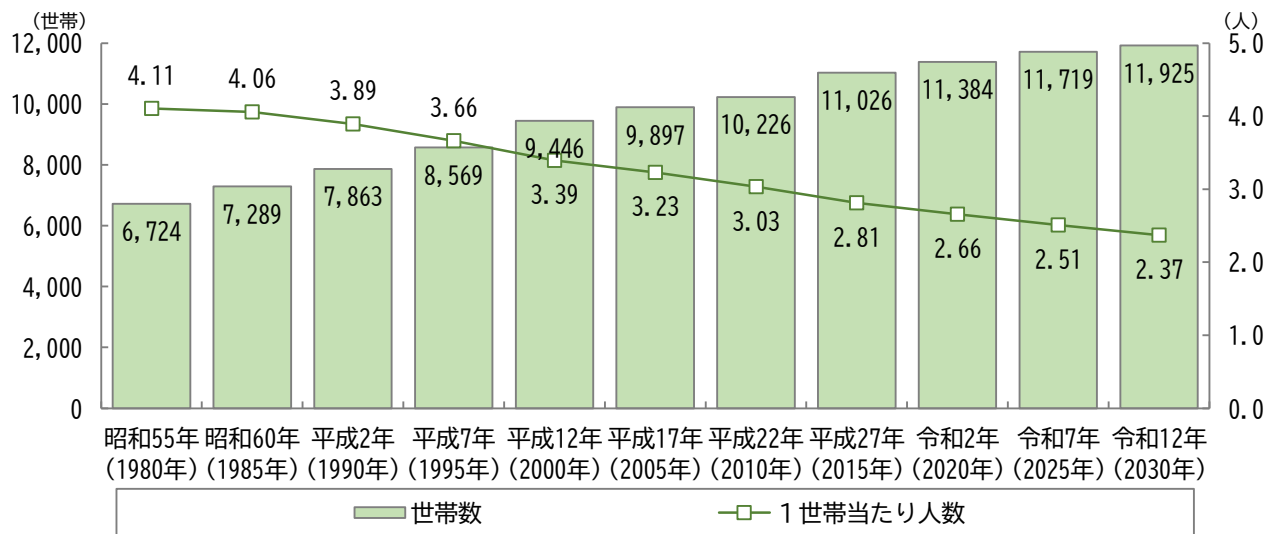


※ 総数には年齢不詳を含みます。

※ 年齢3区分別人口は、年齢不詳を一定の処理方法に基づき按分しています。

(出典) 昭和55年(1980年)～令和2年(2020年)：国勢調査
令和7年(2025年)・12年(2030年)：人口ビジョン

■世帯数の推移・推計



(出典) 昭和55年(1980年)～令和2年(2020年)：国勢調査
令和7年(2025年)・12年(2030年)：人口ビジョン

第2節 土地利用

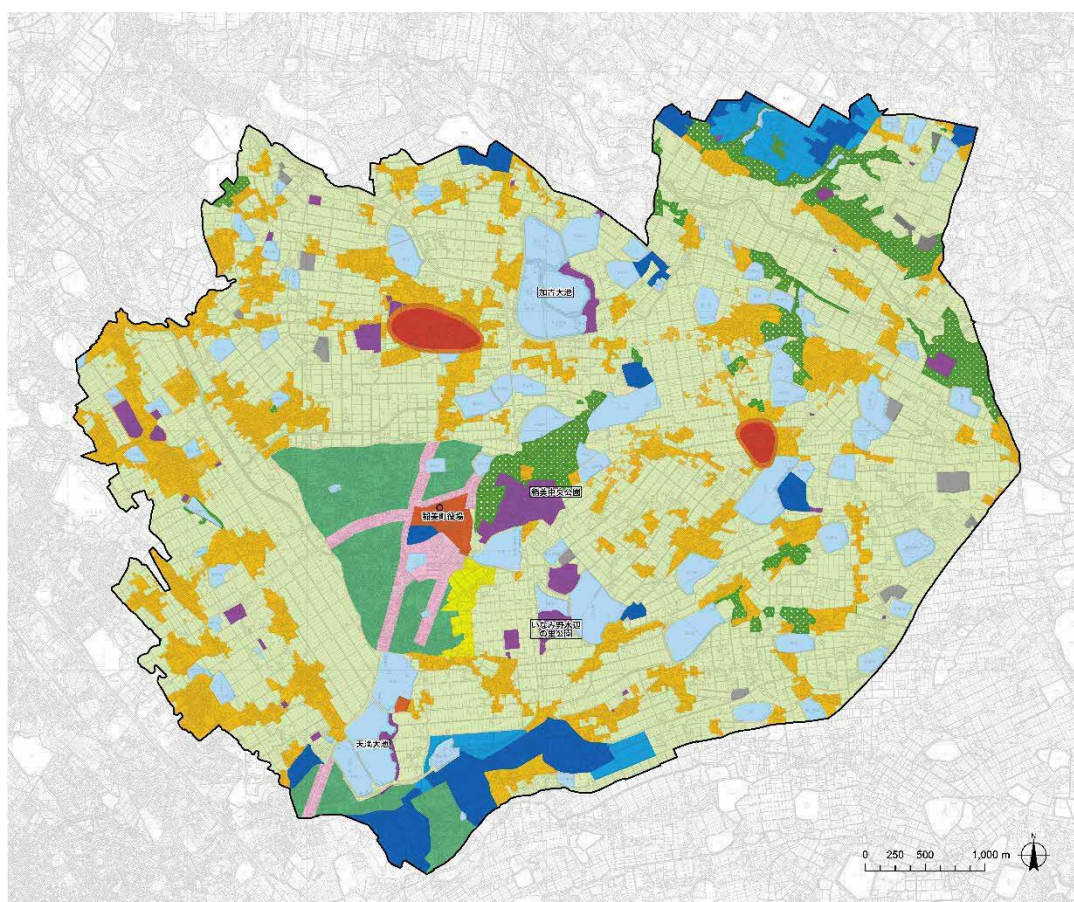
(1) 土地利用の基本方針

本町は、全域が都市計画区域に指定されており、町中心部及び南部の市街化区域並びにその周辺を取り巻く市街化調整区域に分かれています。町域のほとんどが市街化調整区域であり、その主な用途は農地、農村集落と点在するため池です。

本計画では、それぞれの地域がもつ特性や機能をいかしながら、相互の連携に努め、環境との共生と均衡ある発展を基本とした土地利用を進めます。

また、今後の社会経済情勢に応じて、将来の住宅地及び工業地を検討します。

さらに、道路交通を中心として町内の移動の円滑化を図るとともに、近隣市町と連携し、広域的にも整合性のある道路ネットワークの形成を図ります。



【凡例】	
市街地ゾーン	田園ゾーン
住宅地区 [現況]	コミュニティ中心形成ゾーン
住宅地区 [将来]	田園集落区域
住商協働地区	農業区域
中心商業・業務地区	保全区域
工業地区 [現況]	水辺区域
工業地区 [将来]	公共公益系区域
	土地利用調整系区域

(出典) 稲美町都市計画マスタープラン
※公共公益系区域は最新状況に更新

(2) ゾーン別整備方針

地域の特性や機能に基づくゾーンの設定と主な整備方針は以下のとおりです。

①市街地ゾーン

《住宅地区》

中心部市街化区域の住居系用途地域内では、低層住宅地を主とした良好な住環境の形成を図ります。また、宅地と農地の混在がみられる地区では、引き続き土地区画整理事業などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。

中心部市街化区域の南東側隣接地域を将来の住宅地区として位置づけ、環境と景観に優れた良好な低層住宅地の形成を検討します。

《中心商業・業務地区》

都市計画道路役場南線と都市計画道路二見稲美三木線の接続地点の周辺では、商業系施設と業務系施設の集積により利便性の向上と、都市的活動の中心拠点として機能の維持・充実を図ります。天満大池周辺は、6次産業化拠点施設を中心に農業の振興とにぎわいの創出を図ります。

《工業地区》

南部市街化区域及び加古鉄工団地や町北東部などの工場集積地では、工業地としての土地利用を維持します。また、中心部市街化区域の準工業地域は、状況に応じて、周辺環境との調和が図れるよう適切な土地利用方針を検討します。

東播磨道の整備計画や播磨臨海地域道路の構想を見据えたアクセス利便性を踏まえ、町北東部や南部市街化区域の周辺部を将来工業地として検討します。

②田園ゾーン

《農業区域》

市街化調整区域のほぼ全域に広がる農地における良好な営農条件を備えた優良農地は、営農環境の維持向上の観点から保全に努め、農業の振興を図ります。また、ため池や農地の保全を通して農業がもつ水資源のかん養、雨水の一時貯留といった公益的機能の維持を図ります。

《田園集落区域》

市街化調整区域の拠点づくりのひとつである旧加古村及び旧母里村役場跡周辺での地区計画では、住宅や生活利便施設などの立地誘導を促進するとともに、市街化調整区域内に散在する田園集落では、集落ごとの土地利用計画（田園集落まちづくり計画）策定を推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図ります。また、新たな規制緩和にも対応できるよう、柔軟な土地利用を検討します。

《水辺区域》

地域の特色ある景観資源としての保全を図るとともに、公園などを整備している区域は、住民の憩いの場としての活用を推進します。

《公共公益系区域》

都市公園、教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設などの公共公益施設を配置し、周囲の自然環境や地域コミュニティと調和のとれた土地利用を推進します。

稲美中央公園からいなみ野水辺の里公園やいなみっこ広場にかけての一带は、レクリエーション・文化・教育の集積を図るとともに、医療・福祉機能の充実を図る区域として位置づけます。

第3章 施策の大綱

5つの基本目標を実現するための政策を示します。

基本理念	基本目標	政 策
ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町	基本目標 1 緑豊かな自然と調和した 安心して暮らせるまち	1 調和のとれた土地利用の推進
		2 快適な生活空間の整備
		3 快適な暮らしの基盤の整備
		4 自然豊かな環境の保全
		5 安全な暮らしを守る環境の整備
	基本目標 2 だれもが健やかに 地域で暮らせるまち	1 健やかに暮らせる健康づくりの推進
		2 安心して妊娠・出産・子育てができる 社会の実現
		3 だれもが安心して暮らせる地域共生社会 の実現
	基本目標 3 生涯にわたる学びを充実し 夢と志を育むまち	1 子どもの夢と志を育む教育の充実
		2 地域と人を育む生涯学習の推進
		3 お互いを認めあう社会の実現
	基本目標 4 地域の特性をいかした 活力と魅力あるまち	1 地域の特性をいかした農業の振興
		2 活力ある地域経済の振興
		3 魅力ある交流・観光の推進
	基本目標 5 とともに進める持続可能なまち	1 とともに進めるまちづくりの推進
		2 持続可能なまちづくりの実現

第1節 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

(1) 調和のとれた土地利用の推進



適正な土地利用を図るため、市街地の整備を推進し、良好な住宅地区の形成に努めるとともに、中心市街地における一層の利便性の向上を図ります。また、中心部市街化区域の準工業地域の土地利用方針を検討するとともに、町北東部地区に工業地区としての適正な土地利用を推進します。

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度などによる田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域は農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

(2) 快適な生活空間の整備



地域の定住人口の増加に向けて、良質な住宅用地の確保を図ります。また、地震に備え住宅の耐震診断・耐震改修を推進するとともに、空き家等については所有者や地域と連携した取り組みを推進します。

自然と調和したまちづくりをめざして、住民の憩いの場としての公園などの整備を進めるとともに、地域の特色ある景観形成に寄与する水辺空間の利活用や緑地の保全に努めます。

(3) 快適な暮らしの基盤の整備



快適で安全な道路環境をめざして、都市計画道路などの整備を進めるとともに、地域内道路・橋梁の適切な維持・補修に努めます。

地域における交通手段の確保と日常生活の利便性向上のため、路線バスなどの公共交通の維持・確保に努めるとともに、地域にふさわしい公共交通の充実を図ります。

安全・安心なおいしい水を安定供給するため、水源の確保や施設の整備改修を進め、上水道事業の健全経営に努めます。また、生活環境の向上や環境保全のため、下水道などの整備を行うとともに接続を推進し、下水道事業の健全経営に努めます。

(4) 自然豊かな環境の保全



循環型社会の構築をめざし、本町の地域資源であるため池、水路、農地の保全とごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進するとともに、ごみ処理の適正化に努めます。また、住民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止に向けて取り組むとともに、環境意識の啓発に努めます。

快適な生活環境の形成をめざして、生活環境問題を住民一人ひとりが身近なこととして考え、住民や企業・事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、お互いに気持ちよく暮らせる社会の構築に努めます。また、斎場・し尿処理施設は、加古郡衛生事務組合とともに適正な運営に努めます。

(5) 安全な暮らしを守る環境の整備



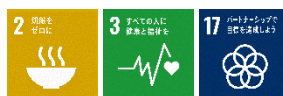
安全・安心なまちをめざして、消防体制及び救急体制の充実を図るとともに、地域における火災予防を推進します。

災害に強いまちをめざして、あらゆる災害や感染症などに対応した防災・減災体制を構築するとともに、住民の防災・減災意識の高揚に取り組みます。また、避難行動要支援者支援制度をはじめとした、ともに支えあう意識の啓発に努めます。

交通事故や犯罪の少ないまちをめざして、関係機関と連携して交通安全や防犯活動を推進するとともに、消費者の保護に向けた取り組みを推進します。

第2節 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

(1) 健やかに暮らせる健康づくりの推進



だれもが生涯にわたって健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに応じた保健事業を充実させるとともに、地域における健康づくりや食育を推進するなど、住民の健康増進を図ります。また、国や県などとともに、感染症の対策を推進し、地域医療の充実に努めます。

住民がいつまでも健やかに生活できるよう、医師会などの関係機関と連携しながら、保健・医療体制や医療費助成制度の充実を図るとともに、救急医療体制の充実に努めます。また、各種社会保障制度の普及・啓発に取り組みます。

(2) 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現



子育てしやすいまちの実現に向けて、次代を担う子どもが健やかに育つ環境の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で支える子育てを推進します。

安心して子育てを楽しむことができるよう、結婚・妊娠・出産と切れ目なく支援します。また、子育ての不安を軽減するため、子育て情報の提供や相談体制の充実など、子育て家庭の支援に取り組みます。

(3) だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現



だれもが自立した生活を送れる地域共生社会の実現をめざして、自立のための相談・支援に努めるとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域のさまざまな団体や事業者などと連携して、自助、共助、公助の考え方を基本とした福祉のまちづくりを進めます。

障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしく暮らすことができるまちをめざして、ライフステージに応じた支援の充実を図ります。また、障がいのある人に関する正しい理解と認識を促すための啓発・広報活動を推進します。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして、地域包括ケアシステムの強化に取り組むとともに、保健福祉サービスや介護保険サービスの充実を図ります。

第3節 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

(1) 子どもの夢と志を育む教育の充実



「生きる力」を育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を通して、確かな学力の定着を図り、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、志を抱いて自らの夢を実現させようとする姿勢を育むキャリア教育を推進します。

魅力ある学校園づくりをめざして、実践的な指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性や能力をいかすことのできる特色ある教育の充実に取り組みます。また、情報教育の推進として ICT 環境の充実や多様なニーズに対応した教育の充実に努めます。さらに、安全教育の推進と教育環境の整備を図ります。

地域と連携した教育をめざして、学校運営協議会をはじめとした地域とともにある学校づくりや青少年の健全育成を図るため、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。また、各家庭における教育力を高めるための教育を推進するとともに、保護者に対する子育て支援の充実を図ります。

(2) 地域と人を育む生涯学習の推進



生涯を通して学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学びの場を充実させるとともに、学習を支える人づくりを推進します。また、学んだ成果を地域活動にいかす取り組みを推進します。

すべての住民が、スポーツ・レクリエーションにふれあう（する、みる、ささえる）ことができるよう、生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりに努めるとともに、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組みます。

暮らしにうるおいと安らぎをあたえる芸術・文化の振興に向け、施設の充実と効率的な運営に努めるとともに、各種団体への支援や活動成果の発表機会の提供など、多彩な芸術・文化活動に参加できる環境づくりを推進します。また、地域の歴史文化遺産の保護と活用にも努めます。

(3) お互いを認めあう社会の実現



すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに協力して支えあうことができるよう、人権啓発活動を推進するとともに、児童生徒に対する人権教育や地域における人権学習と交流を通して住民の人権意識を高め、差別や偏見のない地域社会の構築をめざします。

性別に関係なく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう啓発活動を進めるとともに、講演会や研修会を開催し、学習機会の充実に努めることで、男女共同参画社会を推進します。

国際化が進む中、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認めあう人づくり・まちづくりを進めるため、国際交流協会などと連携し、さまざまな交流事業を推進することで、多文化共生社会の実現をめざします。

第4節 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

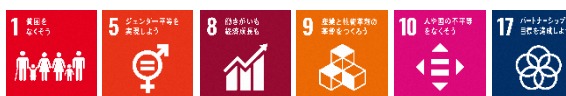
(1) 地域の特性をいかした農業の振興



豊かな農業資源や環境をいかし、防災や環境にも配慮したため池の整備と利活用を進めます。また、既存農業用施設の長寿命化を図るとともに、住民の共同による維持管理を推進します。

農業に取り組む環境を守るため、新たな農業の担い手の確保や生産性を高めるとともに、スマート農業や6次産業化を推進し、持続可能な農業をめざします。また、地産地消を推進するとともに、食と農の安全確保に努めます。

(2) 活力ある地域経済の振興



活力あるまちをめざして、商工会や関係機関と連携し、地域経済の活性化を図ることで住民の生活利便性の向上に努めるとともに、中小企業などへの支援や創業支援を行い、経営の安定化を図ります。

安心とゆとりある生活の実現をめざして、労働者福祉の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、労働者の安定した雇用と高齢者などの就労支援を促進します。

(3) 魅力ある交流・観光の推進



にぎわいのあるまちをめざして、本町の地域資源や魅力を積極的に発信し、体験や交流によるさまざまなイベントを展開するとともに、県や近隣市町と連携した広域観光を充実させ、交流人口の増加に努めます。

第5節 ともに進める持続可能なまち

(1) ともに進めるまちづくりの推進



住民や地域団体、事業者などの多様な主体と行政がそれぞれの役割を分担しながら、ともに進めるまちづくりを推進します。また、行政情報がすべての人に届くよう、さまざまな形で情報発信に努めることで、開かれたまちづくりを進めます。また、自治会をはじめとするコミュニティ活動の支援を行うとともに、地域における交流活動拠点の活用を図りながら、住民主体の地域交流を推進します。

(2) 持続可能なまちづくりの実現



持続可能な行財政運営を推進するため、行財政改革や自主財源の確保に取り組むとともに、社会の変化に対応できるデジタル技術を活用した情報化、職員の人材育成、民間活力の活用により、未来へつなぐまちづくりをめざします。

近隣市町との連携を強化するとともに、広域的な事業を推進します。また、専門的な知識をもった大学などの教育機関や企業・事業所、町内の各種団体と連携・交流を図ることで、魅力的なまちづくりを推進します。

基本計画

基本計画の構成

1. 施策の体系
2. とともに目標を達成する仕組み
3. 基本計画の読み方

第1章 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

- 第1節 調和のとれた土地利用の推進
- 第2節 快適な生活空間の整備
- 第3節 快適な暮らしの基盤の整備
- 第4節 自然豊かな環境の保全
- 第5節 安全な暮らしを守る環境の整備

第2章 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

- 第1節 健やかに暮らせる健康づくりの推進
- 第2節 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現
- 第3節 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現

第3章 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

- 第1節 子どもの夢と志を育む教育の充実
- 第2節 地域と人を育む生涯学習の推進
- 第3節 お互いを認めあう社会の実現

第4章 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

- 第1節 地域の特性をいかした農業の振興
- 第2節 活力ある地域経済の振興
- 第3節 魅力ある交流・観光の推進

第5章 とともに進める持続可能なまち

- 第1節 とともに進めるまちづくりの推進
- 第2節 持続可能なまちづくりの実現

1. 施策の体系

基本目標とそれを実現するための政策、主要施策及び施策の方向性を体系的に示します。

基本目標1 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

政 策	主要施策	
1 調和のとれた土地利用の推進	(1) 適正な土地利用の推進	
	(2) 田園集落の土地利用の推進	
2 快適な生活空間の整備	(1) 良質な住宅・宅地の整備推進	
	(2) 公園・水辺空間・緑地の整備	
3 快適な暮らしの基盤の整備	(1) 安全な道路整備	
	(2) 公共交通の維持・確保	
	(3) 上下水道の整備	
4 自然豊かな環境の保全	(1) 環境保全の推進	
	(2) 快適な生活環境の形成	
5 安全な暮らしを守る環境の整備	(1) 消防・救急体制の充実	
	(2) 防災・減災体制の整備	
	(3) 交通安全・防犯対策・消費者保護の推進	

基本目標2 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

政 策	主要施策	
1 健やかに暮らせる健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進	
	(2) 保健・医療体制の充実	
2 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現	(1) 子育て環境の充実	
	(2) 子育て支援の充実	
3 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現	(1) 地域福祉の充実	
	(2) 障がい者福祉の充実	
	(3) 高齢者福祉の充実	

施策の方向性

- 良好な住宅地区の形成 ●中心市街地における利便性の向上 ●工業地区の適正な土地利用の推進
- 活力ある集落環境の形成 ●田園ゾーンにおける適正な土地利用の推進
- 良質な住宅用地の確保 ●耐震化の推進 ●空き家等対策の推進
- 公園等の整備 ●水辺空間の利活用 ●緑地の保全
- 都市計画道路等の整備 ●地域内道路・橋梁の維持・補修
- 公共交通の維持・確保 ●地域にふさわしい公共交通の充実
- 安全・安心なおいしい水の供給 ●下水道等の整備と接続の推進 ●健全経営の推進
- ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進 ●ごみ処理の適正化 ●環境意識の啓発
- 快適な生活環境の形成 ●斎場・し尿処理施設の適正運営
- 消防体制の充実 ●救急体制の充実 ●火災予防の推進
- 防災・減災体制の構築 ●防災・減災意識の高揚
- 交通安全の推進 ●防犯活動の推進 ●消費者保護の推進

施策の方向性

- 保健事業の充実 ●健康づくりや食育の推進 ●感染症対策の推進
- 保健・医療体制の充実 ●医療費助成制度の充実 ●救急医療体制の充実
- 各種社会保障制度の普及・啓発
- 子育てしやすいまちの実現 ●地域全体で支える子育ての推進
- 結婚・妊娠・出産の支援 ●子育て情報の提供と相談体制の充実
- 地域共生社会の実現 ●自立のための相談・支援 ●連携による福祉のまちづくりの推進
- 社会参加の促進 ●ライフステージに応じた支援の充実
- 地域包括ケアシステムの強化 ●保健福祉サービスの充実 ●介護保険サービスの充実

基本目標3 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

政 策	主要施策	
1 子どもの夢と志を育む教育の充実	(1) 学校教育の充実	
	(2) 魅力ある学校園づくりの推進	
	(3) 地域と連携した教育の推進	
2 地域と人を育む生涯学習の推進	(1) 生涯学習の推進	
	(2) スポーツ・レクリエーションの推進	
	(3) 芸術・文化の振興	
3 お互いを認めあう社会の実現	(1) 人権教育の推進	
	(2) 男女共同参画社会の推進	
	(3) 多文化共生の推進	

基本目標4 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

政 策	主要施策	
1 地域の特性をいかした農業の振興	(1) 農業基盤の整備	
	(2) 農業の継続的な展開	
2 活力ある地域経済の振興	(1) 地域経済の振興	
	(2) 労働者福祉の向上	
3 魅力ある交流・観光の推進	(1) 交流と観光の振興	

基本目標5 とともに進める持続可能なまち

政 策	主要施策	
1 とともに進めるまちづくりの推進	(1) 多様な主体との協働の推進	
2 持続可能なまちづくりの実現	(1) 効率的な行財政運営の推進	
	(2) 広域行政と連携交流の推進	

施策の方向性

- 確かな学力の定着
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- キャリア教育の推進
- 実践的な指導力の向上
- 特色ある教育の充実
- 情報教育の推進
- 多様なニーズに対応した教育の充実
- 安全教育の推進と教育環境の整備
- 地域とともにある学校づくり
- 青少年の健全育成
- 家庭教育の推進
- 子育て支援の充実
- 学びの場の充実
- 学習を支える人づくりの推進
- 学んだ成果をいかす取り組みの推進
- スポーツを楽しむことができる環境づくり
- ライフステージに応じたスポーツの推進
- 施設の充実と効率的な運営
- 多彩な芸術・文化活動の推進
- 歴史文化遺産の保護と活用
- 人権啓発活動の推進
- 児童生徒に対する人権教育の推進
- 地域における人権学習と交流の推進
- 啓発活動の推進
- 学習機会の充実
- 多様な価値観を認めあう人づくり・まちづくりの推進
- 交流事業の推進

施策の方向性

- ため池の整備と利活用の推進
- 農業用施設の長寿命化
- 農業の担い手の確保
- 地産地消の推進
- 食と農の安全確保
- 地域経済の活性化
- 中小企業等への支援
- 労働者福祉の充実
- 安定した雇用の促進
- 就労支援の促進
- 地域資源や魅力の発信
- 交流イベント・観光の充実

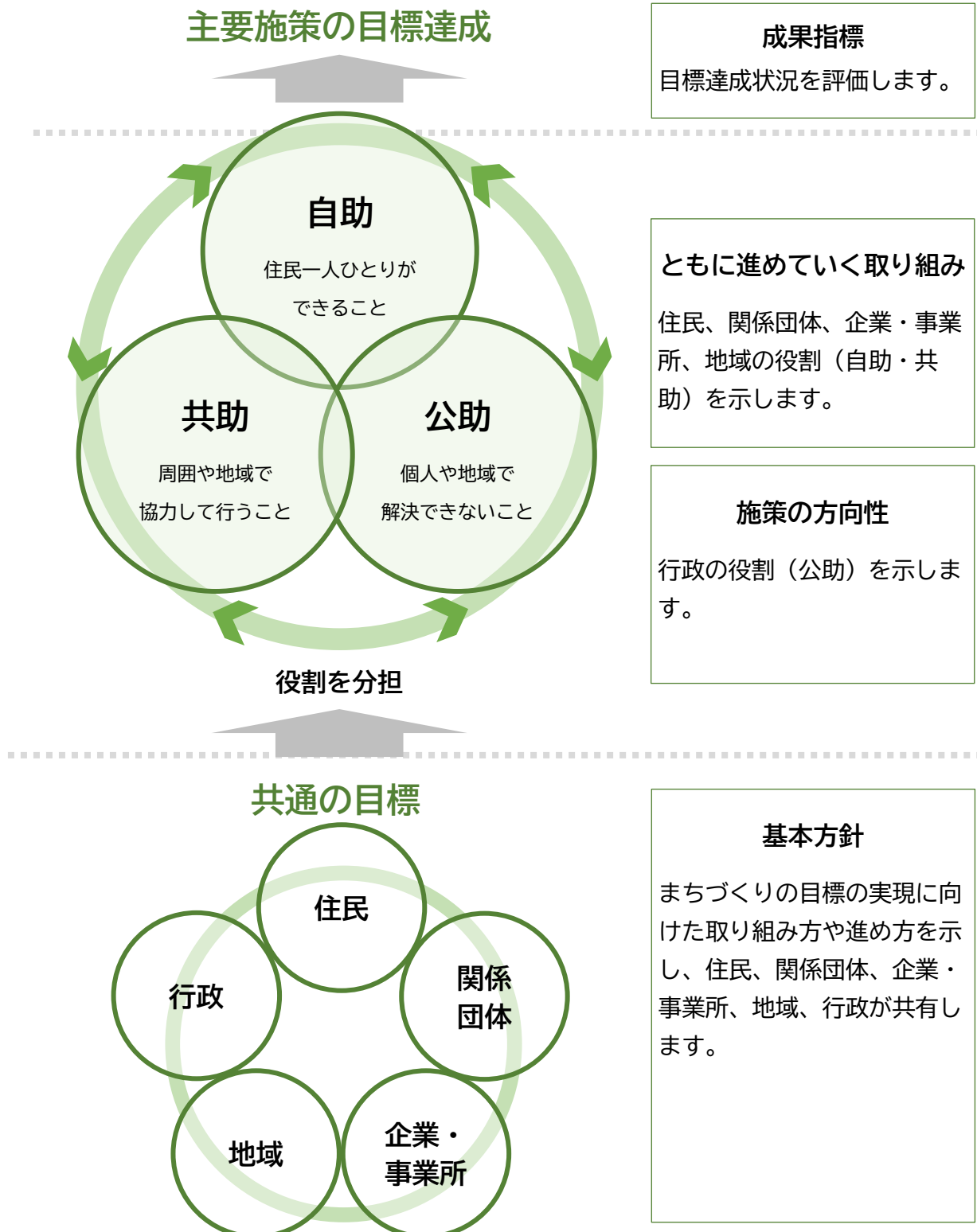
施策の方向性

- とともに進めるまちづくりの推進
- 開かれたまちづくりの推進
- 地域交流の推進
- 持続可能な行財政運営の推進
- デジタル技術を活用した情報化の推進
- 職員の人材育成
- 民間活力の活用
- 広域的な事業の推進
- 連携・交流の推進

2. ともに目標を達成する仕組み

基本計画で示す主要施策をまちづくりにおける目標と位置づけ、住民、関係団体、企業・事業所、地域、行政の共通認識のもとお互いに役割分担をしながらまちづくりを進めます。

また、施策に対するそれぞれの満足度や意識調査を行い、主要施策の目標達成状況を評価します。



3. 基本計画の読み方

節：基本目標を実現するための政策

項：各政策における主要施策

SDGs：主に関連する SDGs のゴール

第1節 調和のとれた土地利用の推進

第2項 田園集落の土地利用の推進



基本方針

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度などによる田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域は農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

施策の方向性

活力ある集落環境の形成

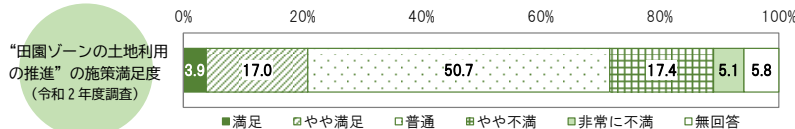
市街化調整区域では、人口が年々減少し、空き家等が増加傾向にあるため、加古、母里の地区計画区域では良好な拠点形成を促進し、田園集落区域では特別指定区域制度を活用した田園集落まちづくり事業を推進することで、活力ある集落環境の形成に努めます。

また、新たな規制緩和にも対応できるよう、柔軟な土地利用を検討します。

田園ゾーンにおける適正な土地利用の推進

田園ゾーンは、景観の維持や農地の保全、ため池や農地がもつ多面的機能の確保や雨水の一時貯留などの総合治水に努めるため、周辺と調和のとれた適正な土地利用を推進します。また、低未利用地は、それぞれの特性に応じた土地利用を促進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 地域におけるまちづくりに参加しましょう。

共助の取り組み

- 地域における空き家等を含む土地利用をみんなで考えましょう。
- 田園ゾーンの景観をみんなで大切に守りましょう。
- 農地の大切さをみんなで考えましょう。
- 低未利用地の土地利用をみんなで考えましょう。

基本方針：

まちづくりの目標の実現に向けた取り組み方や進め方を示します。

施策の方向性：

行政の役割（公助）として、現状や課題、今後の取り組みを示します。

成果指標：

住民意向調査における施策に対する満足度を示します。

（四捨五入の関係でグラフの割合の合計が100%にならない場合があります）

ともに進めていく取り組み：

住民、関係団体、企業・事業所、地域の役割（自助・共助）を示します。

第1章

緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

第1節 調和のとれた土地利用の推進

第2節 快適な生活空間の整備

第3節 快適な暮らしの基盤の整備

第4節 自然豊かな環境の保全

第5節 安全な暮らしを守る環境の整備

第1節 調和のとれた土地利用の推進



第1項 適正な土地利用の推進

基本方針

適正な土地利用を図るため、市街地の整備を推進し、良好な住宅地区の形成に努めるとともに、中心市街地における一層の利便性の向上を図ります。また、中心部市街化区域の準工業地域の土地利用方針を検討するとともに、町北東部地区に工業地区としての適正な土地利用を推進します。

施策の方向性

良好な住宅地区の形成

住宅地区は、市街化区域内における農地などの計画的な宅地化を図る必要があるため、一戸建て・共同住宅などの建築を推進するとともに、宅地と農地が混在する地区は土地区画整理事業の推進や民間開発を促進することで、良好な住宅地区の形成を図ります。

中心市街地における利便性の向上

中心商業・業務地区は、都市的活動の中心拠点として機能を維持・充実させる必要があるため、商業系施設と業務系施設の集積を図ります。また、その周辺や幹線道路沿線についても住商協調地区として、沿道サービス施設や一定規模以内の商業系施設の立地により、中心市街地における利便性の向上を図ります。

工業地区の適正な土地利用の推進

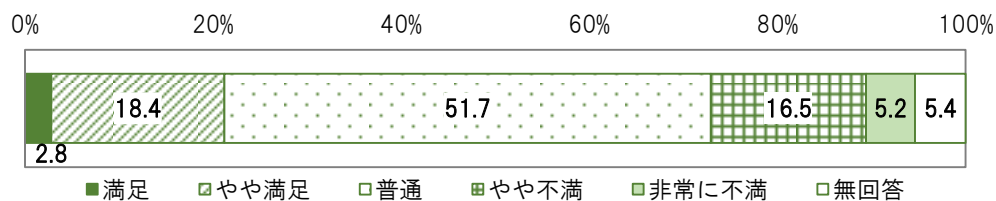
工業地区は、雇用の創出と産業の振興を図る必要があるため、今後の産業動向や用地需要を十分に検討しながら、区域区分の見直しや地区計画制度による規制緩和、特別指定区域制度などの活用により、工業地区の適正な土地利用を推進します。

また、中心部市街化区域の準工業地域は、状況に応じて、周辺環境との調和が図れるよう適切な土地利用方針を検討します。

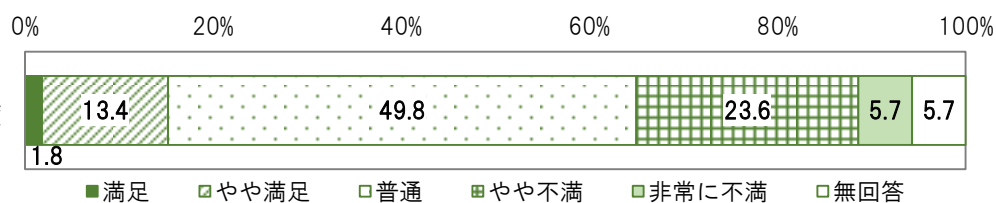
第1章 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“秩序ある土地利用の推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



“市街地ゾーンの土地利用の推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 住んでいる地域の特性やまちづくりのルールへの理解を深めましょう。
- 住宅や事業所などを建築する場合は、関係法令などを守りましょう。

共助の取り組み

- まちの魅力を高めるため、事業者が行う説明会に参加しましょう。
- 土地区画整理事業への理解を深め、みんなで考えましょう。

第1節 調和のとれた土地利用の推進



第2項 田園集落の土地利用の推進

基本方針

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度などによる田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域は農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

施策の方向性

活力ある集落環境の形成

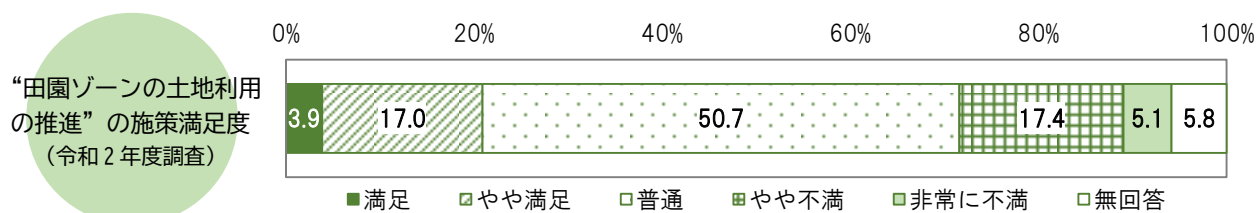
市街化調整区域では、人口が年々減少し、空き家等が増加傾向にあるため、加古、母里の地区計画区域では良好な拠点形成を促進し、田園集落区域では特別指定区域制度を活用した田園集落まちづくり事業を推進することで、活力ある集落環境の形成に努めます。

また、新たな規制緩和にも対応できるよう、柔軟な土地利用を検討します。

田園ゾーンにおける適正な土地利用の推進

田園ゾーンは、景観の維持や農地の保全、ため池や農地がもつ多面的機能の確保や雨水の一時貯留などの総合治水に努めるため、周辺と調和のとれた適正な土地利用を推進します。また、低未利用地は、それぞれの特性に応じた土地利用を促進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



“田園ゾーンの土地利用の推進”の施策満足度
(令和2年度調査)

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 地域におけるまちづくりに参加しましょう。

共助の取り組み

- 地域における空き家等を含む土地利用をみんな考えましょう。
- 田園ゾーンの景観をみんな大切に守りましょう。
- 農地の大切さをみんな考えましょう。
- 低未利用地の土地利用をみんな考えましょう。

第2節 快適な生活空間の整備



第1項 良質な住宅・宅地の整備推進

基本方針

地域の定住人口の増加に向けて、良質な住宅用地の確保を図ります。また、地震に備え住宅の耐震診断・耐震改修を推進するとともに、空き家等については所有者や地域と連携した取り組みを推進します。

施策の方向性

良質な住宅用地の確保

新たな定住人口の増加を図る必要があるため、市街化区域では、周辺の居住環境と調和した良質な住宅市街地の形成をめざします。また、市街化調整区域では、地域とともに地区計画制度や特別指定区域制度を活用しながら民間開発を促進し、良質な住宅用地の確保を図ります。

住宅困窮者のセーフティネットとしての役割をもつ町営住宅は、適正な管理に努めます。

耐震化の推進

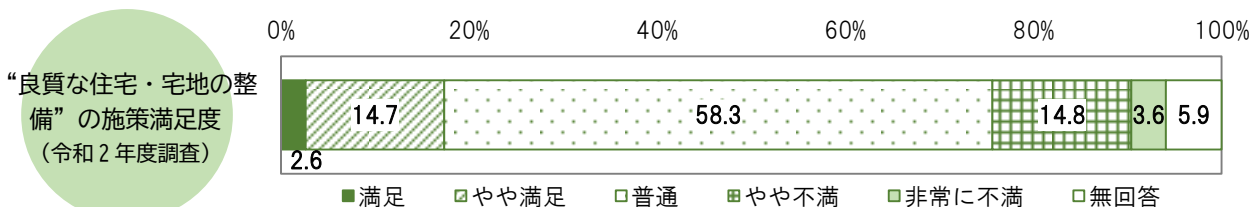
南海トラフ地震などの発生が想定されている中、住民の安全・安心を確保するため、昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準に基づいて建てられた住宅などの耐震診断を啓発・推進し、耐震性能を満たさない住宅などは耐震化を推進します。

空き家等対策の推進

空き家等の増加が問題となっている中、空き家等の管理不全を未然に防止するため、所有者に対し、空き家バンクへの登録推進や利活用への改修費を助成するなど、空き家等の対策を推進します。

また、防災、衛生、景観などの面で地域住民に深刻な影響を及ぼす空き家等については、地域とともに適切な管理を促します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 住んでいる地域の特性やまちづくりのルールへの理解を深めましょう。
- 狭あい道路の解消に協力しましょう。
- 住宅などの耐震化を進めましょう。
- 空き家等は適切な管理に努めましょう。

共助の取り組み

- 集落の活性化に必要なことをみんなで考えましょう。
- 地域で空き家等の問題を考えましょう。

第2節 快適な生活空間の整備

第2項 公園・水辺空間・緑地の整備



基本方針

自然と調和したまちづくりをめざして、住民の憩いの場としての公園などの整備を進めるとともに、地域の特色ある景観形成に寄与する水辺空間の利活用や緑地の保全に努めます。

施策の方向性

公園等の整備

公園などは住民の憩いの場やレクリエーションの場として必要であるため、誰もが安全で利用しやすい公園などの整備を進めます。また、町内の公園の多くは年数が経過し、施設が老朽化していることから、適切に利用できるよう計画的な改修と維持管理に努めます。

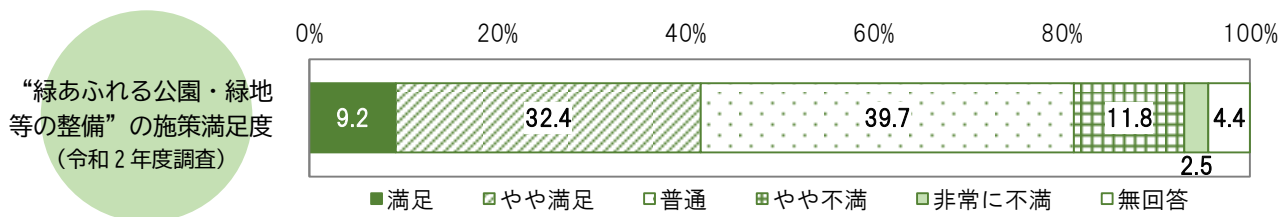
水辺空間の利活用

自然とふれあえるように整備されたため池などを未来に継承していくため、住民とともに地域の景観資源や生物の生息地の保全に努めながら、憩いの場や交流の場としての水辺空間の利活用を促進します。

緑地の保全

自然環境や景観を守るため、住民などによる主体的な緑化運動を支援し、まちなみの緑化を促進するとともに、公共施設の敷地内や道路の植栽など、公共空間における緑地の保全に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 公園の利用ルールを守りましょう。
- 庭に花や木を植えましょう。
- 企業・事業所の敷地周辺の緑化に努めましょう。

共助の取り組み

- 公園施設をみんなで大切に使いましょう。
- 地域の公園・水辺空間・緑地の清掃活動にみんなで参加しましょう。
- 地域の緑化運動にみんなで参加しましょう。

第3節 快適な暮らしの基盤の整備

第1項 安全な道路整備



基本方針

快適で安全な道路環境をめざして、都市計画道路などの整備を進めるとともに、地域内道路・橋梁の適切な維持・補修に努めます。

施策の方向性

都市計画道路等の整備

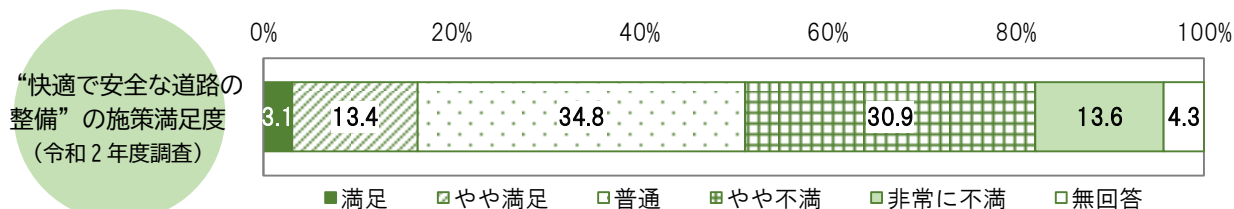
町内外の幹線道路などのネットワーク化を図るため、関係機関とともに都市計画道路二見稲美三木線の天満大池バイパスや国岡バイパスなどの都市計画道路の整備を進めます。

また、将来の交通需要に応じて都市計画道路の見直しを検討するとともに、町内幹線道路などの整備や広域幹線道路として播磨臨海地域道路の早期実現を関係機関と連携して推進します。

地域内道路・橋梁の維持・補修

道路の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、老朽化が進む地域内道路・橋梁は、利用状況や安全性などを考慮し、定期的な点検や計画的な維持・補修に努めます。また、通学路は、児童生徒の安全性に配慮した道路の整備や補修に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 道路の環境美化に努めながら、大切に利用しましょう。
- 道路・歩道の危険箇所などの情報を提供しましょう。

共助の取り組み

- 道路整備に関する理解を深め、みんなで協力しましょう。

第3節 快適な暮らしの基盤の整備

第2項 公共交通の維持・確保



基本方針

地域における交通手段の確保と日常生活の利便性向上のため、路線バスなどの公共交通の維持・確保に努めるとともに、地域にふさわしい公共交通の充実を図ります。

施策の方向性

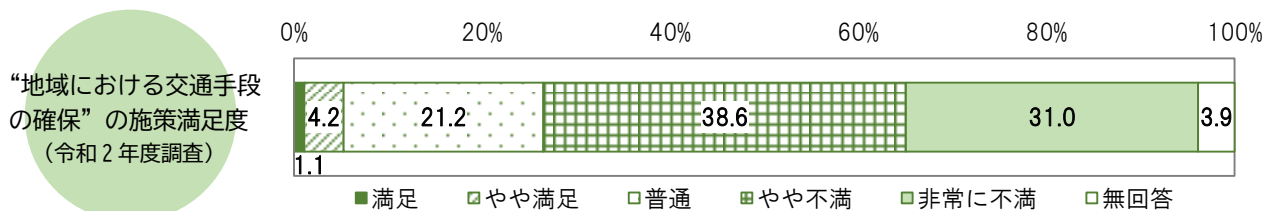
公共交通の維持・確保

社会構造が大きく変化する中、将来にわたって持続可能な公共交通の確立に向けた取り組みを進める必要があるため、公共交通の利便性の向上などの検討を行うとともに、住民や交通事業者と連携し、路線バスやデマンド型乗合タクシーなどの公共交通の維持・確保に努めます。

地域にふさわしい公共交通の充実

高齢者をはじめとする住民の日常生活における利便性の向上を図るため、新技術の導入など効果的な移動手段を検討するとともに、地域の特性や移動需要を踏まえた公共交通網をめざし、地域にふさわしい公共交通の充実を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 公共交通機関を利用しましょう。

共助の取り組み

- 地域の交通手段の確保に関して、みんなで考えましょう。

第3節 快適な暮らしの基盤の整備

第3項 上下水道の整備



基本方針

安全・安心なおいしい水を安定供給するため、水源の確保や施設の整備改修を進め、上水道事業の健全経営に努めます。また、生活環境の向上や環境保全のため、下水道などの整備を行うとともに接続を推進し、下水道事業の健全経営に努めます。

施策の方向性

安全・安心なおいしい水の供給

主に地下水を水源とした水道水の水質を維持するため、定期的に水質検査を行うとともに、水源の確保や配水施設の更新、水道管の老朽化対策及び耐震化を計画的に行うことで、安全・安心なおいしい水の安定供給を図ります。

また、災害時に備え、近隣市町とともに緊急時における応援協力体制を整えます。

下水道等の整備と接続の推進

ライフラインの強化を図るため、老朽化した管渠や処理場などの施設の計画的な更新・耐震化を進めることで、下水道などの整備を推進します。また、浸水対策として雨水幹線などの整備を進めます。

下水道などへの接続を推進するとともに、下水道事業などの計画区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進します。

健全経営の推進

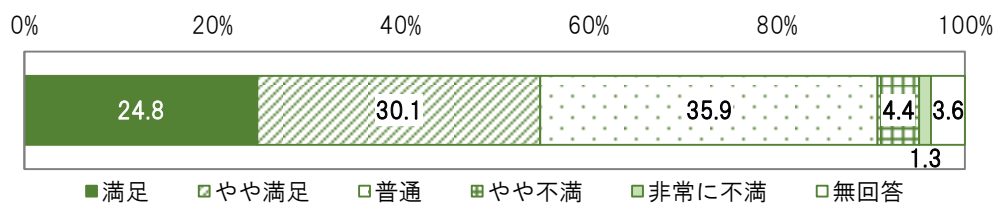
人口減少による料金収入の減収に加え、施設の更新や耐震化に多額の費用がかかるため、料金改定及び料金体系の見直しや施設の更新費用などの平準化を図り、上下水道事業の健全経営の推進に努めます。

また、新技術の導入による事業の効率化や水道事業の広域化を検討します。

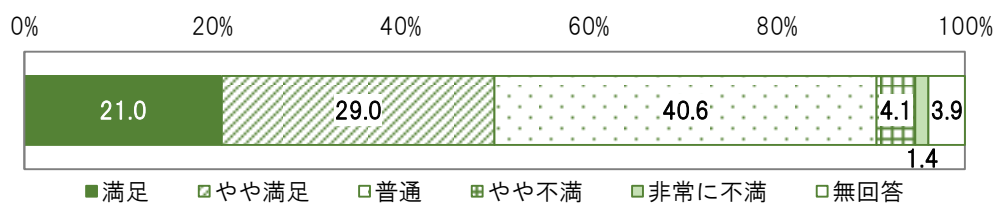
第1章 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“上水道事業の適正な運営”の施策満足度
(令和2年度調査)



“下水道事業の適正な運営”の施策満足度
(令和2年度調査)



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 下水道に接続しましょう。
- 台所からごみや油を流さないようにしましょう。
- 水道料金や下水道使用料などを期限内に納付しましょう。

共助の取り組み

- 節水に努め、みんなで貴重な水資源を大切にしましょう。

第4節 自然豊かな環境の保全

第1項 環境保全の推進



基本方針

循環型社会の構築をめざし、本町の地域資源であるため池、水路、農地の保全とごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進するとともに、ごみ処理の適正化に努めます。また、住民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止に向けて取り組むとともに、環境意識の啓発に努めます。

施策の方向性

ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進するため、家庭から出るごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進します。また、事業者には指定ごみ袋制度の導入やごみ減量マニュアルの配布などを通して、ごみの発生抑制を図ります。

さらに、家庭での食品ロス削減に向けての取り組みを推進するとともに、食品製造に関する企業・事業所での食品廃棄物などの不適正処理対策の徹底と食品リサイクルの取り組みを促進します。

ごみ処理の適正化

2市2町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）が連携しながら、広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」における、ごみ処理の適正化に努めます。

また、広域化に伴い廃止する稲美町清掃センターは、周辺環境に配慮した安全な解体撤去に努めるとともに、跡地の利用については住民の声を聞きながら進めます。

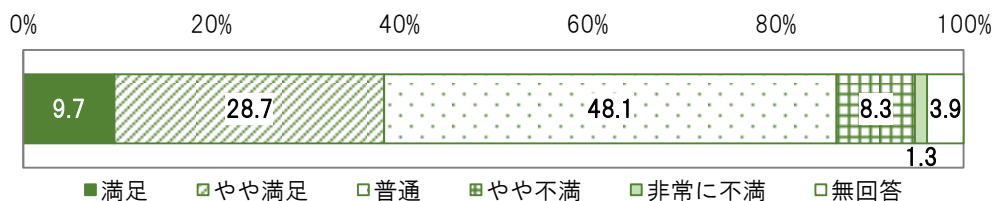
環境意識の啓発

国の令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標に向けて、脱炭素型のまちづくりが求められているため、持続可能な社会の構築をめざし、町広報や町ホームページ、環境出前講座などを通して環境意識の啓発に努めます。

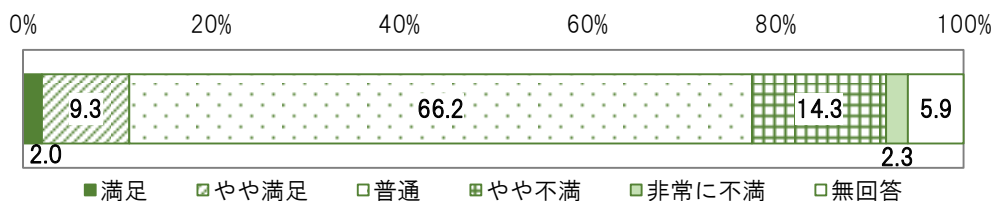
第1章 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“循環型社会の実現”
の施策満足度
(令和2年度調査)



“地球温暖化対策の推進”
の施策満足度
(令和2年度調査)



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- ごみの発生が少ない商品やリサイクル可能な商品を選びましょう。
- マイバッグを持参しましょう。
- 食べ残しを減らしましょう。
- 生ごみの水切りや雑がみの分別など、ごみの減量を行いましょう。
- エコカーに乗らしましょう。

共助の取り組み

- ごみを再資源化するためにみんなで分別を徹底しましょう。
- 集団回収にみんなで協力しましょう。
- 温室効果ガス排出抑制にみんなで取り組みましょう。

第4節 自然豊かな環境の保全



第2項 快適な生活環境の形成

基本方針

快適な生活環境の形成をめざして、生活環境問題を住民一人ひとりが身近なこととして考え、住民や企業・事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、お互いに気持ちよく暮らせる社会の構築に努めます。また、斎場・し尿処理施設は、加古郡衛生事務組合とともに適正な運営に努めます。

施策の方向性

快適な生活環境の形成

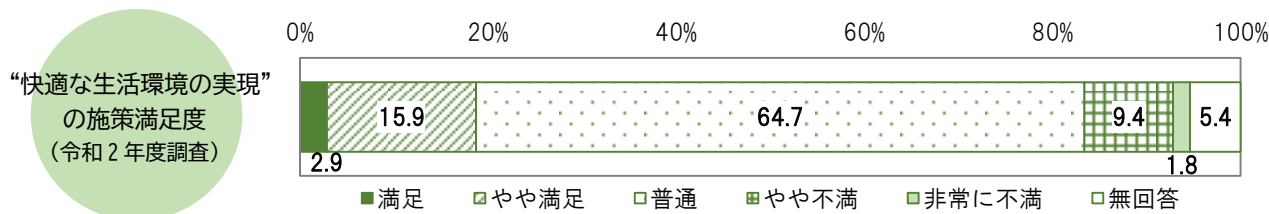
住民一人ひとりのモラルの向上を図るため、生活面における環境問題に対し、関係者の理解と協力のもとに適切に対応するとともに、ルールやマナーの啓発に努めることで、快適な生活環境の形成をめざします。

また、企業・事業所などの事業活動に伴う環境問題に対し、関係機関とともに各種法律などの遵守を求めるなどの監視・指導に努めます。

斎場・し尿処理施設の適正運営

斎場・し尿処理施設は、加古郡衛生事務組合とともに適正な運営と施設の維持管理を行います。また、町営墓地の適正な維持管理に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 地域のルールや日常生活のマナーを守りましょう。
- 不法投棄を発見した場合は、速やかに通報しましょう。
- 空き地などを適切に管理しましょう。

共助の取り組み

- 事業活動に伴う環境問題に対して、対策を考えましょう。
- 住宅に隣接する企業・事業所は、周辺住民の生活に配慮しましょう。

第5節 安全な暮らしを守る環境の整備



第1項 消防・救急体制の充実

基本方針

安全・安心なまちをめざして、消防体制及び救急体制の充実を図るとともに、地域における火災予防を推進します。

施策の方向性

消防体制の充実

住民の安全な暮らしを守るため、消防団の活動が継続的に維持できるよう新入団員の加入を促進し、さまざまな訓練を通して団員の資質の向上を図り、消防体制の充実を図ります。
また、常備消防は、引き続き加古川市に消防事務を委託します。

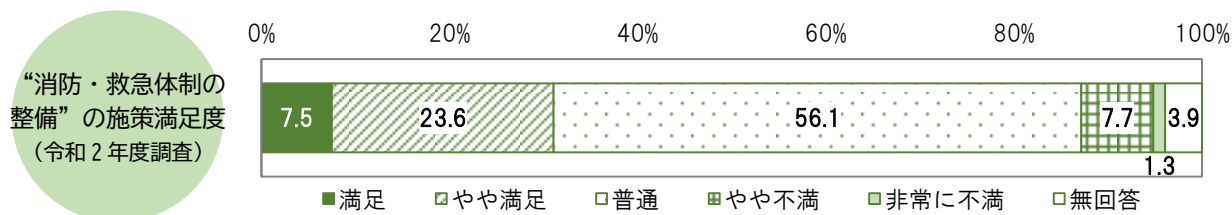
救急体制の充実

住民の命と安全を確保するため、加古川市消防本部とともに多様な救急業務に対する的確な対応を行い、救急体制の充実を図ります。
また、住民の救命処置の知識と技術の普及を図るとともに、予防救急や救急車の適正利用の啓発に努めます。

火災予防の推進

火災から住民の命と財産を守るため、消防団や自主防災組織が行う各種訓練や年末特別警戒などを通して、住民の防火意識の高揚を図ります。また、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の周知・啓発を行い、火災予防を推進します。
消防水利については、地域の実情に応じて消火栓や防火水槽の適正な整備及び管理を行います。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 消防団に加入しましょう。
- 不要・不急の緊急通報を控えましょう。
- 火の取り扱いに気をつけましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。

共助の取り組み

- 消防団や自主防災組織の活動にみんなで参加しましょう。
- 心肺蘇生法や AED（自動体外式除細動器）の使い方の講習を受けましょう。

第5節 安全な暮らしを守る環境の整備



第2項 防災・減災体制の整備

基本方針

災害に強いまちをめざして、あらゆる災害や感染症などに対応した防災・減災体制を構築するとともに、住民の防災・減災意識の高揚に取り組みます。また、避難行動要支援者支援制度をはじめとした、ともに支えあう意識の啓発に努めます。

施策の方向性

防災・減災体制の構築

あらゆる災害や感染症、予期しない緊急事態などに対応するため、防災資機材などの計画的な備蓄を進めるとともに、災害時に関係機関と連携した的確な対応ができる防災・減災体制を構築します。

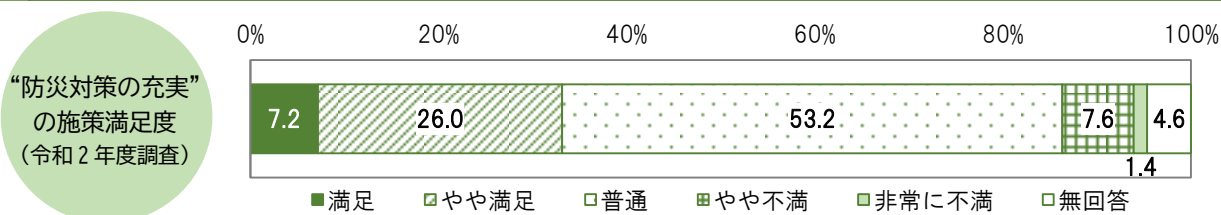
また、自主防災組織とともに、避難行動要支援者支援制度をはじめとした共助による互助意識の啓発に努めます。

防災・減災意識の高揚

地域防災力を高めるため、家庭、地域、学校などで防災マップを活用した防災教育を実施することで、災害への備えや避難所などの防災情報を啓発し、平時から住民の防災・減災意識の高揚を図ります。

また、関係機関や地域住民の参加による総合防災訓練を実施するなど、災害時にともに支えあう意識の高揚を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 災害に備え、普段から非常持ち出し袋を準備しましょう。
- 家具の転倒防止対策を行いましょう。
- 家族で避難場所を確認するなど、災害時の対応を話しあいましょう。

共助の取り組み

- 災害時には、みんなで声をかけあえる関係を築きましょう。
- 地域における要支援者を把握し、みんなで災害時の支援に努めましょう。
- 地域の防災訓練にみんなで参加しましょう。
- いなみ安心ネットにみんなで登録しましょう。

第5節 安全な暮らしを守る環境の整備



第3項 交通安全・防犯対策・消費者保護の推進

基本方針

交通事故や犯罪の少ないまちをめざして、関係機関と連携して交通安全や防犯活動を推進するとともに、消費者の保護に向けた取り組みを推進します。

施策の方向性

交通安全の推進

住民の交通安全意識の高揚を図るため、ライフステージに応じた交通安全教室などを開催するとともに、高齢ドライバーなどに対して運転免許証の自主返納を促します。

また、安全で円滑な交通を確保するため、交通安全施設の点検や維持管理を行うとともに、信号機の設置や県道の交通安全対策などを関係機関に働きかけるなど、交通安全の推進に努めます。

防犯活動の推進

犯罪発生抑制を図るため、加古川警察署や防犯協会、防犯パトロール隊などとともに、地域における防犯活動を推進します。また、いなみ安心ネットを活用しながら住民の防犯意識の啓発に努めます。

防犯灯を効果的に設置するとともに、自治会などが行う防犯カメラの設置を支援します。

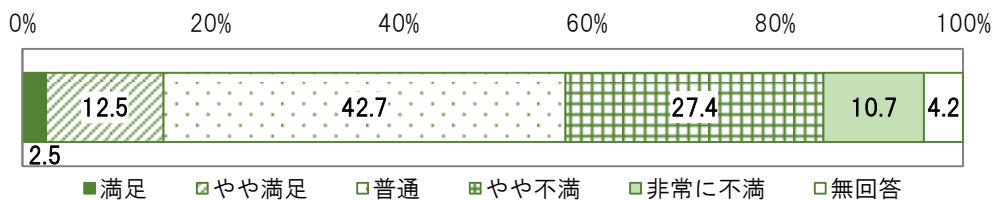
消費者保護の推進

架空請求やインターネット関連などの消費者トラブルを未然に防止するため、関係機関と連携して消費者からの相談対応を行うとともに、消費生活に関する情報提供や啓発に努め、消費者保護の取り組みを推進します。

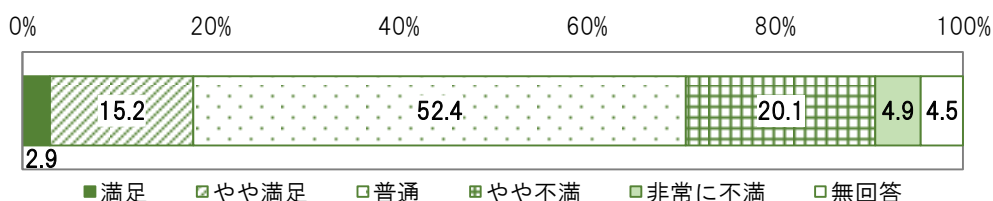
第1章 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“交通安全の推進”
の施策満足度
(令和2年度調査)



“防犯・消費者保護の
推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 交通ルールを守りましょう。
- 車や自転車の安全運転に努めましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許証の返納を検討しましょう。
- 夜間は反射タスキを身につけましょう。
- 振り込め詐欺にあわないために、必ず家族や警察に相談しましょう。

共助の取り組み

- 地域であいさつをしましょう。
- 地域で子どもを見守りましょう。
- 地域の防犯活動にみんなで参加しましょう。
- いなみ安心ネットにみんなで登録しましょう。
- 防犯カメラを設置しましょう。

第2章

だれもが健やかに地域で暮らせるまち

第1節 健やかに暮らせる健康づくりの推進

第2節 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現

第3節 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現

第1節 健やかに暮らせる健康づくりの推進



第1項 健康づくりの推進

基本方針

だれもが生涯にわたって健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに応じた保健事業を充実させるとともに、地域における健康づくりや食育を推進するなど、住民の健康増進を図ります。また、国や県などとともに、感染症の対策を推進し、地域医療の充実に努めます。

施策の方向性

保健事業の充実

食生活やライフスタイルの変化に伴う生活習慣病の発症や重症化を予防するため、関係機関と連携し、特定健康診査や特定保健指導などを実施します。また、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査や健康相談などの体制を整えることにより、一次予防や重症化予防などの保健事業の充実に努めます。

健康づくりや食育の推進

生活習慣を見直すには、自身の健康づくりに加え、地域と連携した取り組みが必要であるため、健康支援員や食生活改善のリーダーの養成を通して、地域における健康づくりを進めます。また、稲美町ヘルスの会による食生活改善活動などの住民の主体的な健康づくりを推進します。

食生活は健康に大きく影響を与えることから、家庭、地域、学校などと連携して啓発に取り組み、食育を推進します。

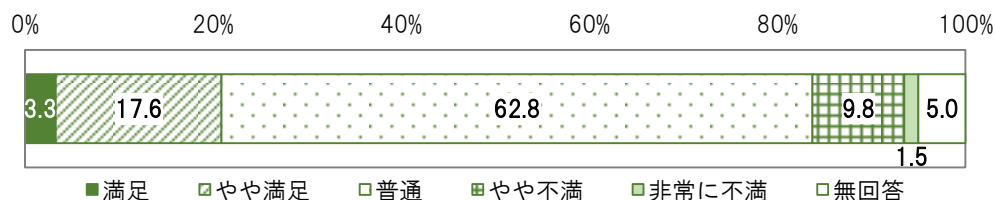
感染症対策の推進

住民の命と健康を守るため、国・県、医療機関などと連携しながら、正確な情報提供や新しい生活様式の啓発などを行うとともに、予防接種法などに基づく適正なワクチン接種の実施に努めることで、感染症対策を推進します。

第2章 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“住民の健康増進”
の施策満足度
(令和2年度調査)



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 日頃から健康に関心を持ちましょう。
- 適度な運動を行い、疾病の予防や健康づくりを心がけましょう。
- 定期的に健康診査を受け、疾病の早期発見・早期治療を心がけましょう。
- 家庭内で食育について話しあいましょう。
- 手洗いやうがい、マスクなど、感染症の予防に備えましょう。
- 予防接種を受けましょう。

共助の取り組み

- 地域における健康づくり活動にみんなで参加しましょう。
- 一人ひとりが地域の健康支援の担い手となるよう意識しましょう。
- 3密（密集・密接・密閉）を避けましょう。

第1節 健やかに暮らせる健康づくりの推進

第2項 保健・医療体制の充実



基本方針

住民がいつまでも健やかに生活できるよう、医師会などの関係機関と連携しながら、保健・医療体制や医療費助成制度の充実を図るとともに、救急医療体制の充実に努めます。また、各種社会保障制度の普及・啓発に取り組みます。

施策の方向性

保健・医療体制の充実

住民が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに生活できるよう、関係機関とともに、かかりつけ医の普及や病診連携、ICTなどを活用した保健・医療機関相互の連携などにより、保健・医療体制の充実に努めます。

医療費助成制度の充実

住民が安心して医療を受けることができるよう、乳幼児や児童生徒、重度障がい者、高齢者やひとり親世帯など、医療の必要性の高い人や低所得者を対象にした医療費助成制度の充実に努めます。

救急医療体制の充実

休日・夜間における救急医療に対するニーズは年々増加しているため、東はりま夜間休日応急診療センターにおいて、関係機関と連携しながら救急医療体制の充実に努めます。また、同センターの正しい利用方法や急病への対処方法などの啓発に努めます。

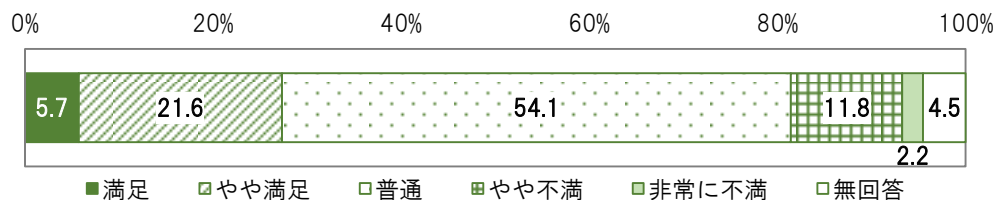
各種社会保障制度の普及・啓発

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度については安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保が求められているため、医療費の適正化や収納率の向上などに取り組むとともに、各種社会保障制度の普及・啓発に努めます。

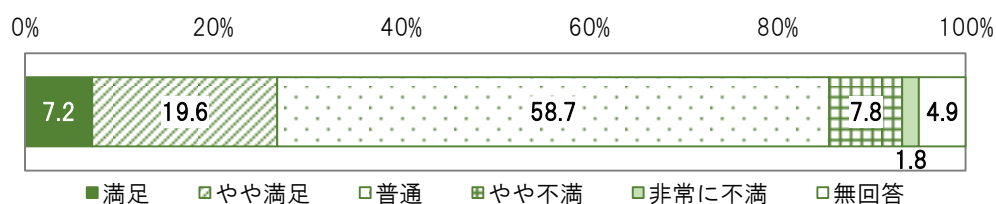
第2章 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“保健・医療体制の充実”の施策満足度
（令和2年度調査）



“社会保障の充実”の施策満足度
（令和2年度調査）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 健康な体を維持するため、自主的な健康づくりに取り組みましょう。
- かかりつけ医をもちましょう。
- 医療機関の適切な利用に努めましょう。
- ジェネリック医薬品を利用しましょう。

共助の取り組み

- 社会保障制度に関する理解を深めましょう。
- 保険料などをきちんと納めましょう。

第2節 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現

第1項 子育て環境の充実



基本方針

子育てしやすいまちの実現に向けて、次代を担う子どもが健やかに育つ環境の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で支える子育てを推進します。

施策の方向性

子育てしやすいまちの実現

子どもがいいきと健やかに育つ環境づくりを進めるため、いなみっこ広場や幼稚園、放課後児童クラブでの事業の充実に努めるとともに、保育所などの適切な運営を支援することで、子育てしやすいまちの実現をめざします。

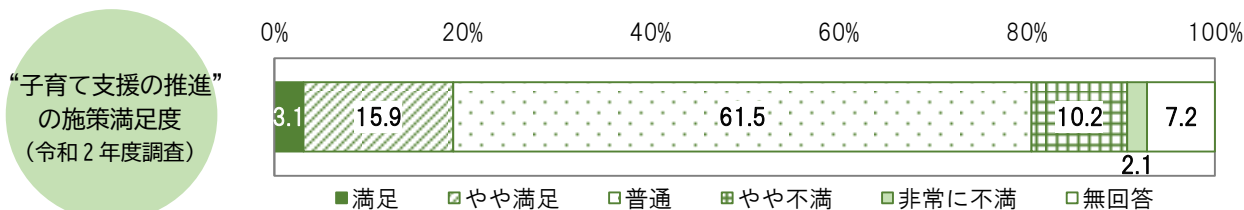
また、保育士確保などの待機児童対策に継続して取り組むとともに、延長保育事業や一時預かり事業、病児・病後児保育事業など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

地域全体で支える子育ての推進

子育て意識の向上を図るため、家庭、地域、学校、行政などが連携し、子どもや子育て家庭を見守る環境を整えることで、地域全体で支える子育てを推進します。

また、いなみっこ広場を拠点に、多世代が子育て支援に関わる機会を確保するとともに、子どもを連れて外出しやすい環境を整えます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 地域の子育て支援の場を活用しましょう。
- 男女とも育児休業・育児休暇を取得しましょう。

共助の取り組み

- 地域の子どもは地域で見守り育てましょう。
- ファミリーサポート事業に会員登録しましょう。
- いなみっこステーションに登録して、子育て世帯の外出を支援しましょう。
- 子育てのしやすい職場環境をつくりましょう。

第2節 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現



第2項 子育て支援の充実

基本方針

安心して子育てを楽しむことができるよう、結婚・妊娠・出産と切れ目なく支援します。また、子育ての不安を軽減するため、子育て情報の提供や相談体制の充実など、子育て家庭の支援に取り組みます。

施策の方向性

結婚・妊娠・出産の支援

経済的負担を軽減しつつ、安心して子どもを産み育てられるよう、不妊・不育症治療や妊婦健康診査などの助成、こども医療費の無料化などの各種制度により、安心して妊娠・出産できる支援に努めます。

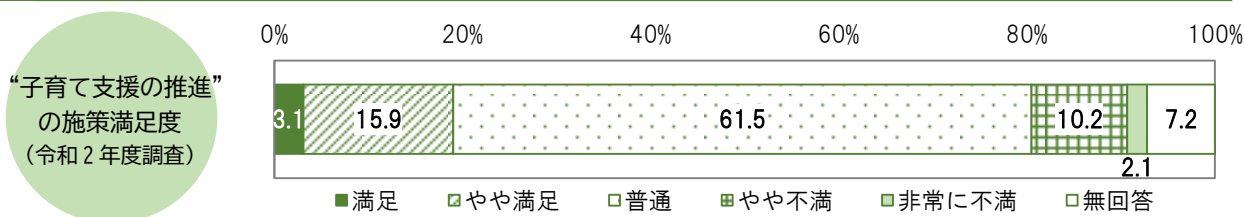
また、少子化の原因として晩婚化や未婚化の進行などが考えられるため、結婚への支援に努めます。

子育て情報の提供と相談体制の充実

子育ての不安を軽減するため、すくすく子育てサポートセンターやいなみっこ広場などにおいて、育児の相談や情報交換の場を確保し、子育て情報の提供と相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携して、妊婦訪問や産後ケアなど適切な支援を早期から行い、産後うつなどの予防にも努めます。

さらに、児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会や学校園、地域の関係者と連携し、地域の見守りによる児童虐待の予防と早期発見に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 妊娠・出産に関する知識を身につけましょう。
- 妊婦健康診査を受けましょう。
- 子育てに不安や悩みがあるときは、相談しましょう。

共助の取り組み

- 妊婦を見守りましょう。
- 地域の子どもは地域で見守り育てましょう。
- 虐待が疑われるときは、関係機関に連絡しましょう。

第3節 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現



第1項 地域福祉の充実

基本方針

だれもが自立した生活を送れる地域共生社会の実現をめざして、自立のための相談・支援に努めるとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域のさまざまな団体や事業者などと連携して、自助、共助、公助の考え方を基本とした福祉のまちづくりを進めます。

施策の方向性

地域共生社会の実現

地域社会が抱える課題が複雑化しているため、地域福祉の担い手の発掘と育成、相談支援体制や地域での見守り体制の充実、一人ひとりのニーズに沿った支援など、地域のさまざまな団体や事業者などと連携し、包括的な支援の充実に努めることで、地域共生社会の実現をめざします。

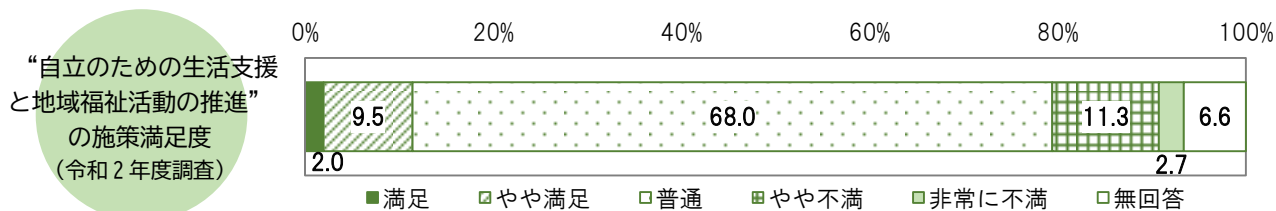
自立のための相談・支援

生活困窮の課題を抱える住民が安心して社会参加ができることが求められているため、関係機関と連携し、生活相談や就業支援の充実に努めるとともに、生活保護制度や生活福祉資金の貸付制度などの経済的援助を活用することで、自立のための相談・支援に努めます。また、ひとり親世帯など支援が必要な人に対しては、各種制度などにより生活基盤の安定化を図ります。

連携による福祉のまちづくりの推進

だれもがお互いに地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの関係機関とのネットワークの充実に努めるなど、多様な団体との連携による福祉のまちづくりを推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 悩みを一人で抱え込まず、民生委員・児童委員などに相談しましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域福祉活動に参加しましょう。
- ユニバーサル社会に関する理解を深めましょう。

共助の取り組み

- 支援を必要としている人に対して、地域で支えあいましょう。
- 地域の施設や団体なども機関誌を発行するなど、情報を提供しましょう。

第3節 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現



第2項 障がい者福祉の充実

基本方針

障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしく暮らすことができるまちをめざして、ライフステージに応じた支援の充実を図ります。また、障がいのある人に関する正しい理解と認識を促すための啓発・広報活動を推進します。

施策の方向性

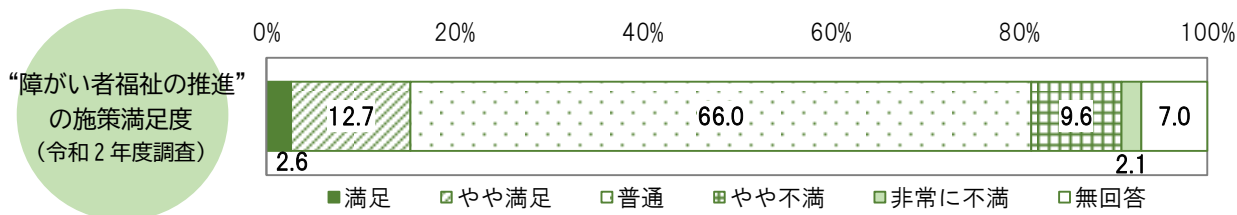
社会参加の促進

障がいのある人が地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、障害者週間の啓発や体験学習などによる障がいのある人との交流を推進することで、障がいに関する知識や理解を深めます。また、各種事業への手話通訳者、要約筆記者の派遣や合理的配慮に努めるとともに、関係機関と連携して就労支援などを行うことで、障がいのある人の社会参加を促進します。

ライフステージに応じた支援の充実

障がいのある人の高齢化や障がいの多様化・重度化が進む中、自立した生活を送れるよう、障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図るとともに、療育支援や自立支援医療などの保健・医療サービス、医療費助成などの生活支援に努めます。また、在宅サービスの充実、日中活動の場や生活の場の確保に努めることで、ライフステージに応じた支援の充実を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

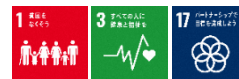
自助の取り組み

- 障がいに関する理解を深めましょう。
- ボランティア活動へ参加しましょう。

共助の取り組み

- 合理的配慮に関する理解を深め、できることから取り組みましょう。
- 事業所では、障がいのある人の雇用を積極的に行いましょう。
- ヘルプマークをつけた人を見かけたら、声をかけるなどの配慮に努めましょう。

第3節 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現



第3項 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして、地域包括ケアシステムの強化に取り組むとともに、保健福祉サービスや介護保険サービスの充実を図ります。

施策の方向性

地域包括ケアシステムの強化

後期高齢者は今後も増加し、介護・認知症・看取りなど、高齢者を取り巻く問題の増加が予測されるため、地域包括支援センターの強化や地域ケア会議の充実、認知症の見守り支援などに取り組むとともに、住民や医療・福祉・介護関係機関などと連携し、地域ぐるみで支援する地域包括ケアシステムの強化に取り組みます。

保健福祉サービスの充実

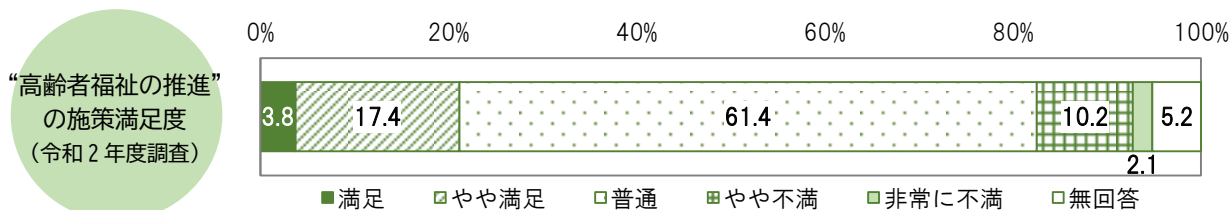
高齢者が自分らしい生活を安心して続けられるよう、食と住環境や外出を支える生活支援、社会参加による介護予防、家庭における介護支援、一人暮らしの高齢者支援、認知症支援に取り組むことで、保健福祉サービスの充実を図ります。

介護保険サービスの充実

高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、訪問や通所などによる居宅介護、入所による施設介護、地域密着型サービス、予防のための地域支援事業など、介護保険サービスの充実を図ります。

また、高齢者の居住の安定の確保など、安心して暮らせる環境の整備を促進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 社会参加を行い、介護予防に努めましょう。
- いきいき3事業に参加しましょう。
- 日頃から適度な運動を行いましょう。
- 介護保険制度に関する理解を深め、保険料を払いましょう。

共助の取り組み

- 認知症高齢者への理解を深め、地域で見守りましょう。
- 地域で高齢者を支えるボランティア活動に参加しましょう。

第3章

生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

第1節 子どもの夢と志を育む教育の充実

第2節 地域と人を育む生涯学習の推進

第3節 お互いを認めあう社会の実現

第1節 子どもの夢と志を育む教育の充実



第1項 学校教育の充実

基本方針

「生きる力」を育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を通して、確かな学力の定着を図り、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、志を抱いて自らの夢を実現させようとする姿勢を育むキャリア教育を推進します。

施策の方向性

確かな学力の定着

「主体的・対話的で深い学び」を通して、学習指導要領における基礎的・基本的な知識・技能の習得と、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むなど、確かな学力の定着を図ります。

また、習熟の程度に応じた指導や補足的・発展的な学習を取り入れます。

豊かな心の育成

「心の教育」の充実を図るため、道徳教育や兵庫型「体験教育」の体験活動などを推進し、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自立心や自律性、ルールやマナーを主体的に守る心や態度などの豊かな心の育成に努めます。

また、他者を自分と同じように尊重できる心を育み、思いやりで満ちた人間関係を築くことで、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めます。

健やかな体の育成

運動習慣の定着と体力・運動能力の向上を図るため、体育等教科の学習や部活動など、学校教育活動全体を通して、健やかな体の育成に努めます。

また、学校給食における地産地消と食育を推進することで、生涯にわたる望ましい食習慣の形成や食に関する自己管理能力の育成を図ります。

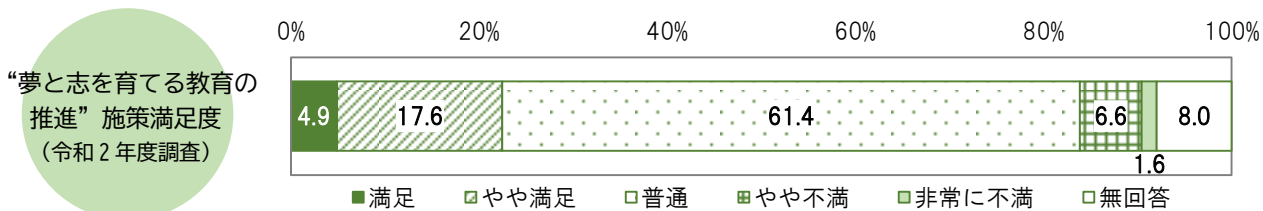
キャリア教育の推進

自立と社会参加を見据えたキャリア形成に向けた適切な教育的支援が求められているため、キャリアノートなどの資料を積極的に活用して、小中連携による発達段階に応じた継続的なキャリア教育を推進します。

また、グローバル社会に対応するため、幼小中一貫した国際理解教育に取り組みます。

第3章 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 働くことや社会に貢献することの大切さなどを体験しましょう。
- 世界の話やニュースに興味をもちましょう。

共助の取り組み

- お互いに相手を思いやる気持ちをもちましょう。
- トライやる・ウィークに協力しましょう。
- 学校園が実施する体験活動に協力しましょう。

第1節 子どもの夢と志を育む教育の充実



第2項 魅力ある学校園づくりの推進

基本方針

魅力ある学校園づくりをめざして、実践的な指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性や能力をいかすことのできる特色ある教育の充実に取り組みます。また、情報教育の推進として ICT 環境の充実や多様なニーズに対応した教育の充実に努めます。さらに、安全教育の推進と教育環境の整備を図ります。

施策の方向性

実践的な指導力の向上

社会の変化に対応した教育観を培う必要があるため、教員一人ひとりが職責やキャリアステージに応じて高度な専門的知識・技能の習得をめざすとともに、計画性をもって自主的・主体的に研修に取り組むことにより、実践的な指導力の向上に努めます。

また、一貫性のある支援体制の構築に努めるなど、幼小中連携による教育の推進を図ります。

特色ある教育の充実

教育の質の向上を図るため、特色ある学校づくり研究事業やふるさとの先輩事業、オープンスクールなどを通して、特色ある教育の充実に努めます。

また、幼稚園では、「健康な心と体」「自立心」「協同性」などの資質と能力を育むため、3歳児教育の充実に努めます。

情報教育の推進

デジタル技術や情報モラルを学習するため、ICT を効果的に活用する学習活動を通して「情報の科学的な理解」「情報活用の実践力」「情報社会に参画する態度」の3つの観点を学び、発達段階に応じた情報教育を推進します。

多様なニーズに対応した教育の充実

一人ひとりの子どもの特性や発達段階に応じて、自立して社会に参加する力を育むため、特別支援教育の充実や不登校児童生徒への支援に努めるとともに、異なる文化や価値観をもつ外国人児童生徒への支援など、多様なニーズに対応した教育の充実に努めます。

安全教育の推進と教育環境の整備

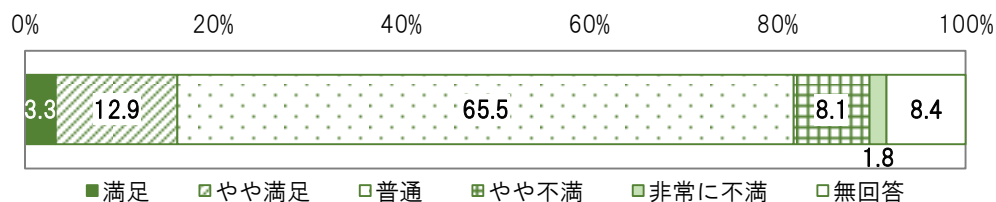
児童生徒などの安全を確保するため、学校園における防犯や防災に対する教育により、安全教育を推進します。また、地域ボランティアや交通安全指導員などと連携し、登下校の安全確保に努めます。

学校園の大規模改造工事などを計画的に実施し、教育環境の整備を図ります。

第3章 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“魅力ある学校園づくり
の推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



ともに進めていく取り組み

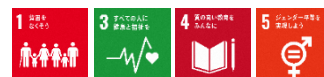
自助の取り組み

- 学校や園行事に積極的に参加しましょう。
- インターネットなどの正しい使い方を学びましょう。

共助の取り組み

- 地域が学校と連携・協働し、教育の充実を図りましょう。
- 地域で子どもを見守り育てる気運を醸成しましょう。

第1節 子どもの夢と志を育む教育の充実



第3項 地域と連携した教育の推進



基本方針

地域と連携した教育をめざして、学校運営協議会をはじめとした地域とともにある学校づくりや青少年の健全育成を図るため、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。また、各家庭における教育力を高めるための教育を推進するとともに、保護者に対する子育て支援の充実を図ります。

施策の方向性

地域とともにある学校づくり

学校が抱える複雑・困難化した課題を解決するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）やPTAなど、学校・家庭・地域が目標とビジョンを共有することで、地域とともにある学校づくりを推進します。

青少年の健全育成

青少年の問題行動やインターネット利用によるトラブルが課題となっているため、家庭や学校、関係機関が連携し非行の防止に努めるとともに、相談支援などの適切な対応を行うことで、青少年の健全育成の取り組みを推進します。

家庭教育の推進

家庭における教育力を向上させるため、保護者への家庭教育の啓発や各幼稚園での家庭教育学級、子どもを中心とした異世代交流いなみネット事業を通して、地域全体で支える家庭教育の推進に努めます。

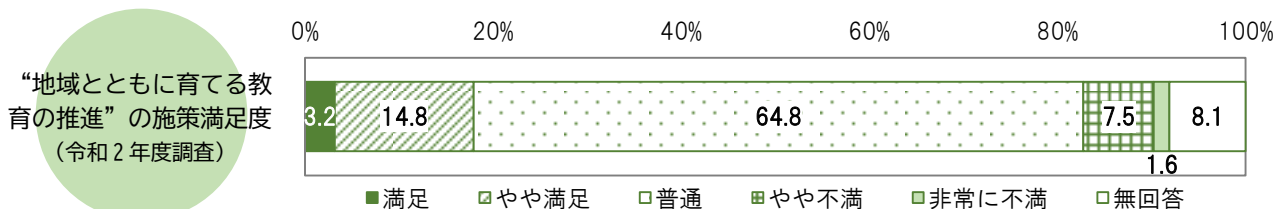
子育て支援の充実

子どもの社会性や自主性、創造性などの豊かな人間性を育むため、地域学校協働活動や放課後児童クラブ、幼稚園の預かり保育などに取り組むことで、子育て支援の充実を図ります。また、PTA研修などを通して保護者の交流機会の確保や情報提供を行います。

さらに、就学援助などの経済的支援を行うことで、教育費の負担軽減を図り、教育機会の確保に努めます。

第3章 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 子どもの健康づくりや学習習慣づくりに取り組みましょう。

共助の取り組み

- 学校と地域が目標を共有し、子どもの教育に取り組みましょう。
- みんなで学校の教育活動に参加しましょう。
- 子どもが、安全安心で健やかに過ごせる居場所づくりを進めましょう。
- 地域で連携して、子どもの健全育成に取り組みましょう。

第2節 地域と人を育む生涯学習の推進



第1項 生涯学習の推進

基本方針

生涯を通して学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学びの場を充実させるとともに、学習を支える人づくりを推進します。また、学んだ成果を地域活動にいかす取り組みを推進します。

施策の方向性

学びの場の充実

生涯学習の推進を図るため、校区まちづくり委員会による交流やふれあいの場づくり、児童生徒などの地域行事への参加促進、学校施設を有効的に利用するための学校施設開放、長寿社会における生きがいづくりの場としての各種教室などを通して、学びの場の充実を図ります。

学習を支える人づくりの推進

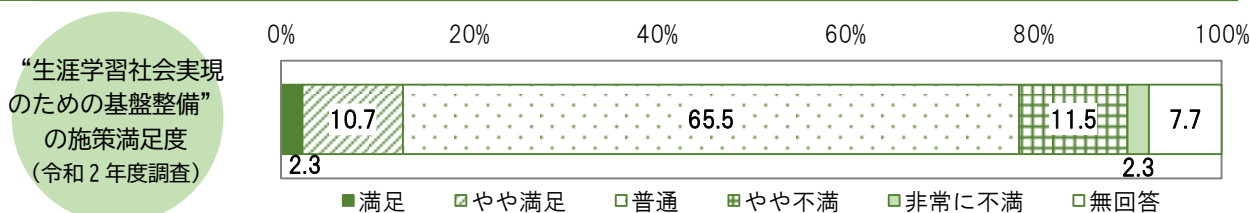
生涯学習の推進に取り組む人材を育成するため、各自治会の生涯学習推進員に対して、各種講演会などを開催することで、地域とともに学習を支える人づくりを推進します。

また、貴重な知識や技術をもった人に、いなみ夢づくり案内人への登録を促し、地域団体などの要請に応じてさまざまな講座などを開催します。

学んだ成果をいかす取り組みの推進

生涯学習社会の実現のため、公民館事業などを通して学びの場を提供するとともに、能力や技能を地域活動でも発揮できるよう、学んだ成果をいかす取り組みを推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 生涯を通して学び続けましょう。
- 校区まちづくりの活動に参加しましょう。
- 身につけた知識や経験を地域で発揮しましょう。

共助の取り組み

- 学校施設を有効的に活用しましょう。
- 学校施設を大切に使いましょう。
- 地域の特色をいかした交流活動を開催し、みんなで参加しましょう。

第2節 地域と人を育む生涯学習の推進



第2項 スポーツ・レクリエーションの推進

基本方針

すべての住民が、スポーツ・レクリエーションにふれあう（する、みる、ささえる）ことができるよう、生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりに努めるとともに、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組みます。

施策の方向性

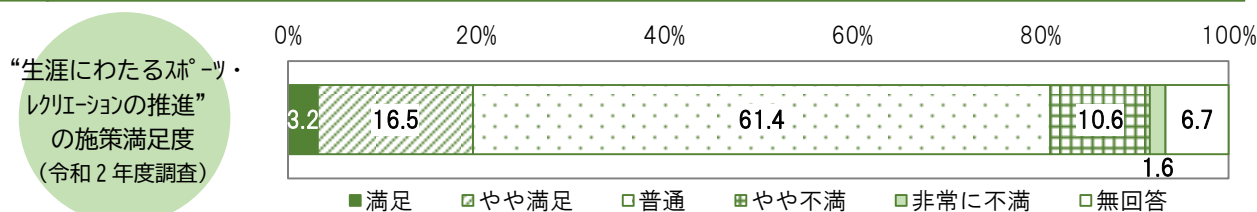
スポーツを楽しむことができる環境づくり

するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツを推進するため、指導者の確保や施設の効率的な活用・運営に努めるとともに、スポーツ団体や地域団体、学校との連携・協働を図ることで、スポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。

ライフステージに応じたスポーツの推進

年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての住民が生涯にわたって主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、健康づくりやスポーツ教室、スポーツイベントの開催を通してライフステージに応じたスポーツを推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- マナーを守り、スポーツ施設を大切に使用しましょう。
- 健康への関心を高め、日頃からスポーツ・体力づくりに取り組みましょう。

共助の取り組み

- スポーツクラブ 21 いなみの活動にみんなで参加しましょう。
- スポーツを通して、多世代間で交流を図りましょう。
- スポーツボランティアに参加しましょう。

第2節 地域と人を育む生涯学習の推進



第3項 芸術・文化の振興

基本方針

暮らしにうるおいと安らぎをあたえる芸術・文化の振興に向け、施設の充実と効率的な運営に努めるとともに、各種団体への支援や活動成果の発表機会の提供など、多彩な芸術・文化活動に参加できる環境づくりを推進します。また、地域の歴史文化遺産の保護と活用に努めます。

施策の方向性

施設の充実と効率的な運営

住民の生きがいづくりや生涯学習ができる環境づくりが求められているため、芸術・文化の拠点施設いなみ文化の森（ふれあい交流館・文化会館・図書館）や万葉の森などの施設の充実と効率的な運営に努めます。

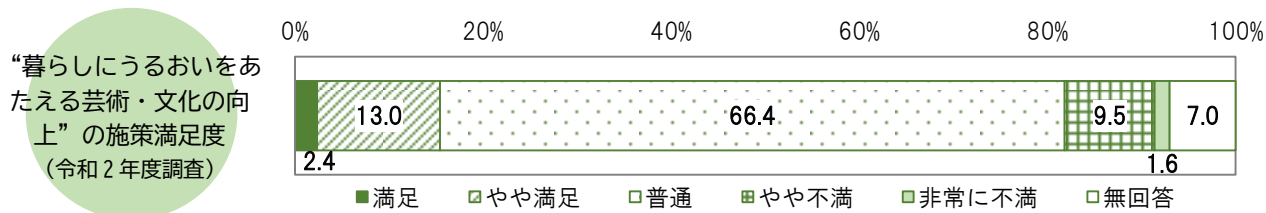
多彩な芸術・文化活動の推進

住民が主体的・積極的に「集い」「学び」「広げる」活動を支援するため、各種団体の育成や自発的な活動の充実を図るとともに、ふれあい交流館、文化会館、図書館のそれぞれの特色をいかした事業を展開することで、多彩な芸術・文化活動を推進します。

歴史文化遺産の保護と活用

郷土に対する愛着を高めるため、文化財への理解を深める機会を提供するとともに、歴史文化遺産の保護と活用に努めます。また、稲美町の歴史を未来へつなぐため、町史の再編さんに取り組みます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- いなみ文化の森などを大切に使いましょう。
- いなみ文化の森などを積極的に活用しましょう。
- 芸術や文化にふれる機会をもちましょう。
- 地域の歴史や文化に関心をもちましょう。

共助の取り組み

- ボランティア活動に参加しましょう。
- 地域の伝統文化の保護活動に参加しましょう。

第3節 お互いを認めあう社会の実現

第1項 人権教育の推進



基本方針

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに協力して支えあうことができるよう、人権啓発活動を推進するとともに、児童生徒に対する人権教育や地域における人権学習と交流を通して住民の人権意識を高め、差別や偏見のない地域社会の構築をめざします。

施策の方向性

人権啓発活動の推進

人権課題が複雑化する中、人権尊重に関する理解を深め、多様性を認めあいながらともに生きる「共生社会」の実現をめざすため、人権に対する正しい理解の普及を進めるなど、さまざまな人権啓発活動を推進します。また、関係機関と連携しながら、人権相談に取り組みます。

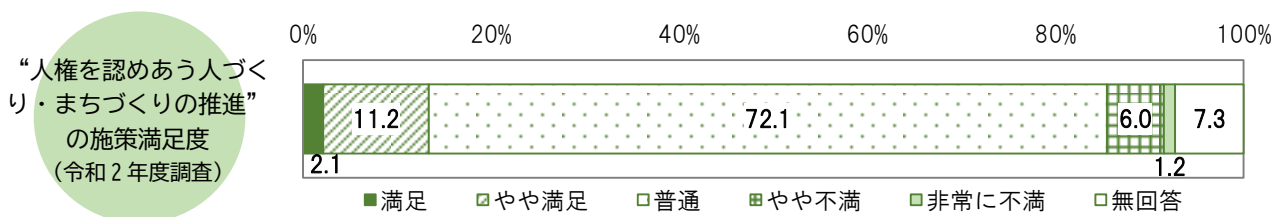
児童生徒に対する人権教育の推進

さまざまな人権課題や差別、偏見の解消のため、計画的、組織的な人権教育推進体制を確立し、人権教材や地域人材の効果的な活用など、多様な体験活動を通して人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図ることで、児童生徒に対する人権教育を推進します。

地域における人権学習と交流の推進

住民一人ひとりの人権意識を高めるため、各自治会での人権課題の学習会や隣保館などにおける住民の交流活動を通して、地域における人権学習と交流を推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 人権への正しい理解を深めましょう。
- 人権大会などに参加しましょう。
- 自分や他人を大切にすることを育てましょう。

共助の取り組み

- 豊かな人間関係づくりに取り組みましょう。
- 明るい職場づくりに取り組みましょう。
- 性的マイノリティへの理解を深めましょう。
- 感染症に関する差別、偏見、いじめを防止しましょう。

第3節 お互いを認めあう社会の実現



第2項 男女共同参画社会の推進

基本方針

性別に関係なく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう、啓発活動を進めるとともに、講演会や研修会を開催し、学習機会の充実に努めることで、男女共同参画社会を推進します。

施策の方向性

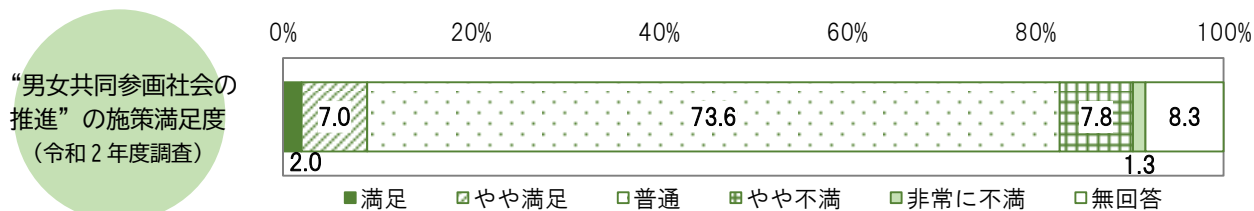
啓発活動の推進

家庭・学校・職場・地域において、誰もが豊かで充実した生活を送ることができるよう、ワークライフバランスの取り組みを促進するとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣習・慣行の見直しや女性への人権侵害の解消を進める男女共同参画に関する啓発活動の推進を図ります。

学習機会の充実

一人ひとりが能力を発揮でき、社会における活動を自由に選択できるよう、関係機関とともに、人権尊重の基盤となる男女共同参画に関するセミナーなどを通して、学習機会の充実に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 家庭内で特定の人に負担が集中しないように、自分でできることを考えましょう。
- 男女とも育児休業・育児休暇を取得しましょう。

共助の取り組み

- 男女が対等な立場で働くことができる環境をつくりましょう。
- 男女共同参画への理解を深めましょう。

第3節 お互いを認めあう社会の実現

第3項 多文化共生の推進



基本方針

国際化が進む中、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認めあう人づくり・まちづくりを進めるため、国際交流協会などと連携し、さまざまな交流事業を推進することで、多文化共生社会の実現をめざします。

施策の方向性

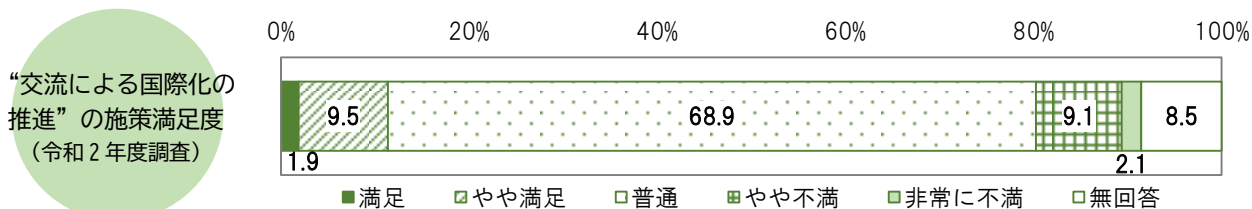
多様な価値観を認めあう人づくり・まちづくりの推進

町内に在住する外国人の増加に伴い、外国の習慣や価値観などの違いによる課題が生じているため、外国人や住民からのさまざまな相談に応じるとともに、町ホームページやSNS などにおいて、多言語での情報提供を行います。また、幼稚園・小中学校における言語や文化に対する理解を深める取り組みを通して、多様な価値観を認めあう人づくり・まちづくりを推進します。

交流事業の推進

国際感覚を身につけていく取り組みを進めるため、国際交流協会とともに、言語や文化の講座や教室、ホームステイなど、住民と外国人の交流事業を推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 世界の話やニュースに興味をもちましょう。
- 異文化への関心をもち、理解を深めましょう。

共助の取り組み

- 国際交流活動に協力しましょう。

第4章

地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

第1節 地域の特性をいかした農業の振興

第2節 活力ある地域経済の振興

第3節 魅力ある交流・観光の推進

第1節 地域の特性をいかした農業の振興

第1項 農業基盤の整備



基本方針

豊かな農業資源や環境をいかし、防災や環境にも配慮したため池の整備と利活用を進めます。また、既存農業用施設の長寿命化を図るとともに、住民の共同による維持管理を推進します。

施策の方向性

ため池の整備と利活用の推進

町内の農業用ため池は、農業者や水利団体により適正な維持管理が行われており、農業用水として利用され、防災や生物多様性、住民の憩いの場として多面的な機能を有しています。

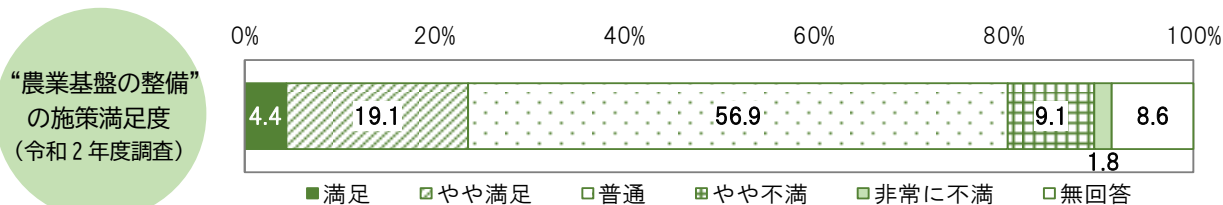
ため池の水利機能や防災機能の向上を図るため、計画的な改修工事を行い、ため池管理者とともに適正な維持管理を推進します。また、県と連携してため池の利活用を推進します。

農業用施設の長寿命化

農道や用排水施設などの農業基盤の老朽化が進んでいるため、農業関係者や住民の共同による維持管理を推進し、多面的機能の発揮に努めるとともに、農業用施設の長寿命化を図ります。

また、土地改良事業連絡協議会を中心に水利団体との連携を図り、水利団体の組織強化に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 農地やため池などの役割を理解しましょう。
- ため池や水路にごみを捨てないようにしましょう。

共助の取り組み

- 農業用施設などの維持管理にみんなで協力しましょう。
- ため池の利活用イベントにみんなで参加しましょう。

第1節 地域の特性をいかした農業の振興

第2項 農業の継続的な展開



基本方針

農業に取り組む環境を守るため、新たな農業の担い手の確保や生産性を高めるとともに、スマート農業や6次産業化を推進し、持続可能な農業をめざします。また、地産地消を推進するとともに、食と農の安全確保に努めます。

施策の方向性

農業の担い手の確保

産業構造の変化や農業者の高齢化などに伴い、兼業農家が減少傾向にあるため、若い農業者の育成や農福連携事業の取り組みなどを進めるとともに、認定農業者の農業経営の合理化や6次産業化を推進し、所得の向上を図ることで、農業の担い手の確保に努めます。

また、集落営農組合については、農地の利用集積を推進し生産性を高めるとともに、機械の大型化やスマート農業の導入を進め、農作業の省力化を図ります。

地産地消の推進

持続可能な農業をめざすため、付加価値の高い農産物や果樹の栽培を推進するとともに、農産物直売所や朝市において、地元で生産された農産物などの販売による地産地消を推進します。

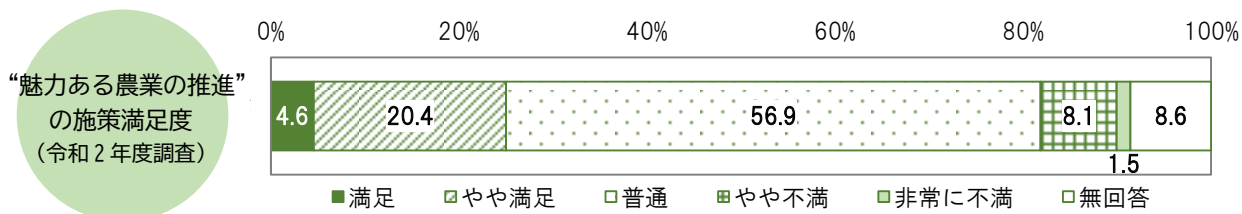
また、学校給食に地元の農産物を積極的に活用します。

食と農の安全確保

消費者の安全・安心に対する関心の高まりや環境にやさしい農業が求められているため、緑肥作物や牛ふん堆肥による土づくり、減農薬の取り組みを進めるなど、食と農の安全確保に努めます。

また、有害鳥獣や外来種による被害が拡大傾向にあるため、住民とともに対策に取り組めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 次の世代へ農業の魅力伝えていきましょう。
- 農地を適切に管理しましょう。
- 地産地消に努めましょう。
- 鳥獣被害の自己防衛措置に取り組ましましょう。

共助の取り組み

- 地域の営農活動に参加しましょう。
- 地域でとれる農作物にみんなで関心を持ちましょう。
- 環境にやさしい農業に取り組ましましょう。

第2節 活力ある地域経済の振興

第1項 地域経済の振興



基本方針

活力あるまちをめざして、商工会や関係機関と連携し、地域経済の活性化を図ることで住民の生活利便性の向上に努めるとともに、中小企業などへの支援や創業支援を行い、経営の安定化を図ります。

施策の方向性

地域経済の活性化

消費活動の多様化が進む中、町内における消費の拡大を図るため、町内の協力店舗で利用できる商品券の発行やふるさと納税制度の活用、住宅リフォーム補助事業などに継続的に取り組むことで、地域経済の活性化を図ります。

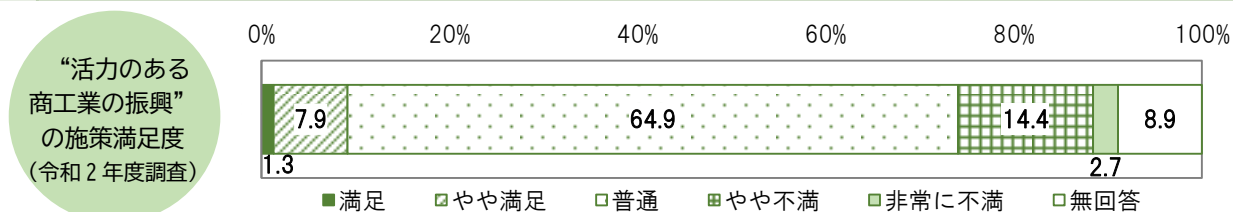
また、雇用機会の拡大を図るため、企業立地の促進に努めます。

中小企業等への支援

中小企業などは景気の影響を受けやすく、後継者問題や経営改善などの課題を抱えているため、町内の事業者に対して、制度融資や利子補給制度などの活用を促進することで、中小企業などを支援します。

また、商工会と連携して各種講習会や経営指導などを実施し、経営発達の支援や町内で創業を希望する人を支援します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 町内で買い物をするように心がけましょう。
- 地域で生産される商品や製品に関心を持ちましょう。

共助の取り組み

- 共通商品券をみんなで積極的に活用しましょう。
- 商工会に加入しましょう。
- 企業・事業所のイベントにみんなで参加しましょう。

第2節 活力ある地域経済の振興

第2項 労働者福祉の向上



基本方針

安心とゆとりある生活の実現をめざして、労働者福祉の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、労働者の安定した雇用と高齢者などの就労支援を促進します。

施策の方向性

労働者福祉の充実

労働者が安心して快適に働ける職場環境づくりを促進するため、稲美町労働者福祉協議会や加古川勤労者福祉サービスセンター（あいわーくかがわ）への加入を推進するとともに、ライフスタイルやライフステージに応じた働き方改革を促進するなど、労働者福祉の充実に図ります。

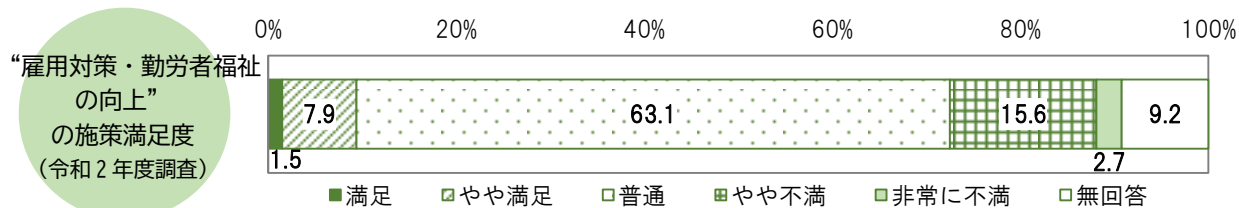
安定した雇用の促進

人口減少により労働力が減少する中、町内企業への住民の雇用を支援するとともに、女性や障がいのある人などの多様な人材の活用を促すなど、安定した雇用の促進を図ります。

就労支援の促進

若者や女性、高齢者などを取り巻く社会的変化により、就労機会の確保が必要な人が増加傾向にあるため、ハローワークやサポートステーション、シルバー人材センターの積極的な活用など、就労支援を促進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 男女とも育児休業・育児休暇を取得しましょう。
- 稲美町労働者福祉協議会の活動に参加しましょう。
- シルバー人材センターに加入しましょう。

共助の取り組み

- 女性や障がいのある人などが働きやすい職場環境づくりにみんなで取り組みましょう。
- ワークライフバランスをみんなで推進しましょう。
- あいわーくかがわに加入しましょう。
- 町内企業は住民を雇用しましょう。

第3節 魅力ある交流・観光の推進

第1項 交流と観光の振興

基本方針

にぎわいのあるまちをめざして、本町の地域資源や魅力を積極的に発信し、体験や交流によるさまざまなイベントを展開するとともに、県や近隣市町と連携した広域観光を充実させ、交流人口の増加に努めます。

施策の方向性

地域資源や魅力の発信

本町は、大都市圏に隣接し、都市機能と豊かな自然をあわせもつ地方都市圏に位置しており、歴史的資源や伝統的な祭礼行事、田園風景などの景観資源、地域で生産された農産物など、多くの魅力が存在しています。

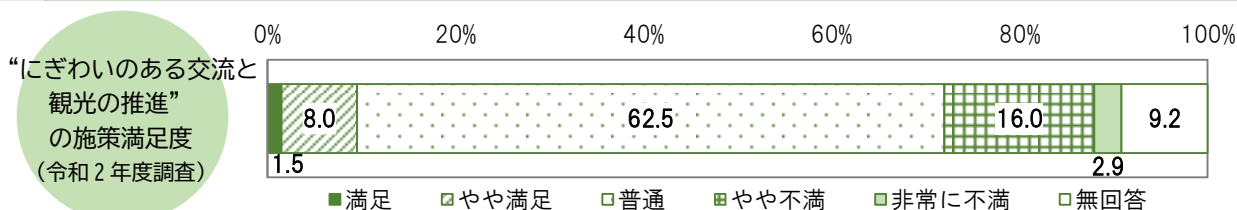
SNS などの ICT を活用した情報発信、6 次産業化拠点施設の情報発信コーナーや PR イベントなどを積極的に活用し、地域資源や魅力を積極的に発信します。

交流イベント・観光の充実

交流人口や関係人口の増加を図るため、本町の魅力を伝えるイベントや地域における住民団体の自発的な活動などを通して、町への愛着が深まる交流イベントを展開します。

また、県や近隣市町との広域的な連携を図りながら、各地の観光資源を組み合わせた観光の充実を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 町内の魅力を再発見しましょう。
- 郷土に対する愛着をもちましょう。
- 交流イベントに積極的に参加しましょう。

共助の取り組み

- 町の魅力をみんなで発信しましょう。
- 地域の伝統行事を守りましょう。
- 交流イベントを開催し、みんなで交流しましょう。

第5章

ともに進める持続可能なまち

第1節 ともに進めるまちづくりの推進

第2節 持続可能なまちづくりの実現

第1節 ともに進めるまちづくりの推進



第1項 多様な主体との協働の推進

基本方針

住民や地域団体、事業者などの多様な主体と行政がそれぞれの役割を分担しながら、ともに進めるまちづくりを推進します。また、行政情報がすべての人に届くよう、さまざまな形での情報発信に努めることで、開かれたまちづくりを進めます。また、自治会をはじめとするコミュニティ活動の支援を行うとともに、地域における交流活動拠点の活用を図りながら、住民主体の地域交流を推進します。

施策の方向性

ともに進めるまちづくりの推進

ライフスタイルの変化や少子高齢化の進展などに伴い、地域課題が多様化・複雑化する中、それぞれのニーズや課題に対応したサービスが求められているため、団体・個人の強みをいかした住民協働による特色あるまちづくり活動を促進するとともに、多様な主体と連携することで、ともに進めるまちづくりを推進します。

開かれたまちづくりの推進

多様な主体との協働によるまちづくりを推進するためには、地域の現状や課題などの情報をより一層住民と共有していくことが求められているため、さまざまな手段による広聴活動や情報公開制度の適正な運用を図ります。また、町広報や町ホームページ、SNS などを通して必要な情報を提供することで、住民の関心を高め、開かれたまちづくりを推進します。

地域交流の推進

社会構造の変化に伴い、地域の役員の固定化や高齢化が進む中、自治会をはじめとする各種団体や地域活動団体の継続・活性化を図るとともに、住民ニーズに応じた新たな活動に取り組む団体を支援する必要があります。

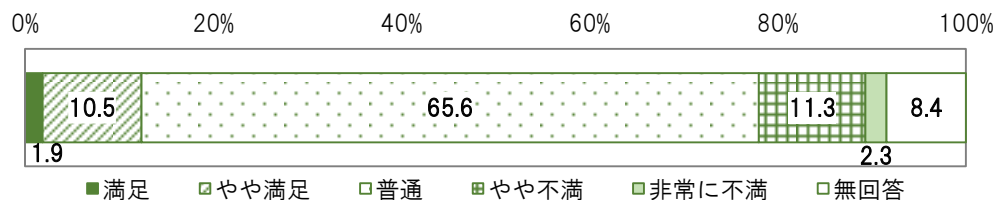
自治会活動を支援するとともに、自治会加入を促進します。また、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体などの活動の支援に努めます。

さらに、地域やまちを元気にする自発的な活動を支援するとともに、多様な団体などと交流活動拠点の活用を図りながら連携し、特色をいかした交流イベントを開催するなど、地域交流を推進します。

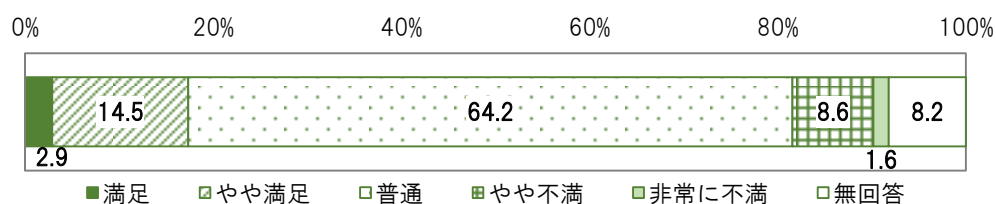
第5章 とともに進める持続可能なまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“住民の参画と協働の推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



“活力ある地域づくりの推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



とともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 町広報や町ホームページ、SNS などを活用し、町の情報に興味をもちましょう。
- 住民アンケートに協力して、まちづくりへの関心を高めましょう。
- 自治会に加入しましょう。
- ボランティア活動に参加しましょう。
- 地域団体の活動に参加しましょう。

共助の取り組み

- 職員おでかけ講座をみんなで利用しましょう。
- 地域でまちづくり活動を企画しましょう。
- まちづくり活動にみんなで参加しましょう。
- みんなで協力して地域課題の解決に取り組みましょう。

第2節 持続可能なまちづくりの実現



第1項 効率的な行財政運営の推進

基本方針

持続可能な行財政運営を推進するため、行財政改革や自主財源の確保に取り組むとともに、社会の変化に対応できるデジタル技術を活用した情報化、職員の人材育成、民間活力の活用により、未来へつなぐまちづくりをめざします。

施策の方向性

持続可能な行財政運営の推進

少子高齢化や人口減少などの社会情勢に対応した適正な行財政運営を行う必要があるため、継続的で安定した行政サービスの提供に向けた行財政改革に取り組むとともに、公共施設などのインフラ資産の長寿命化や強靱化などを計画的・効率的に行うことで、持続可能な行財政運営の推進を図ります。

また、税・料金の収納率の向上の取り組みを進めるとともに、使用料の見直しや新たな歳入手段の検討など、自主財源の確保に取り組めます。

デジタル技術を活用した情報化の推進

Society5.0時代において、IoTやAIなどの先端技術を積極的に取り入れ、複雑多様化した行政課題の解決に活用していく必要があるため、住民の利便性の向上や行政事務の効率化を図る自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことで、デジタル技術を活用した情報化を推進します。

職員の人材育成

持続可能なまちづくりを進めるには、職員がさまざまな行政課題への対応力や政策形成能力を身につける必要があるため、多様な研修機会を活用しながら職務能力の向上を図り、専門的な知識や能力を備えた職員の人材育成に努めます。

また、元気な挨拶や丁寧な接遇、コンプライアンスや経営感覚の醸成など、住民から信頼される職員を育成します。

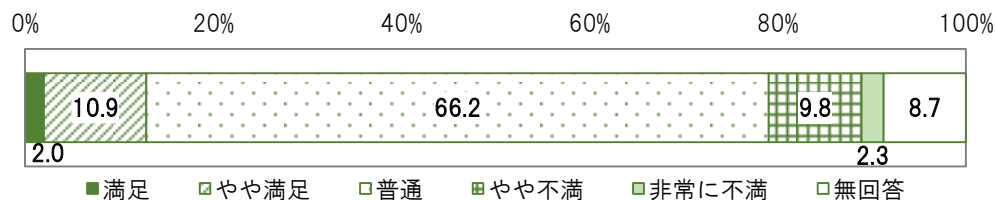
民間活力の活用

住民やNPOなどと連携して効率的な行政運営を進めるため、引き続き公共施設などの管理・運営について、指定管理者制度などによる民間活力の活用を図ります。

第5章 とともに進める持続可能なまち

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“適正な行財政運営の
推進”の施策満足度
(令和2年度調査)



とともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 行政運営や財政状況に関心を持ちましょう。
- 税の仕組みを理解して、正しく納めましょう。
- デジタル技術への関心を深めましょう。
- マイナンバーカードをつくりましょう。

共助の取り組み

- 公共施設をみんなで大切に使いましょう。
- SDGs にみんなで取り組みましょう。



第2節 持続可能なまちづくりの実現

第2項 広域行政と連携交流の推進

基本方針

近隣市町との連携を強化するとともに、広域的な事業を推進します。また、専門的な知識をもった大学などの教育機関や企業・事業所、町内の各種団体と連携・交流を図ることで、魅力的なまちづくりを推進します。

施策の方向性

広域的な事業の推進

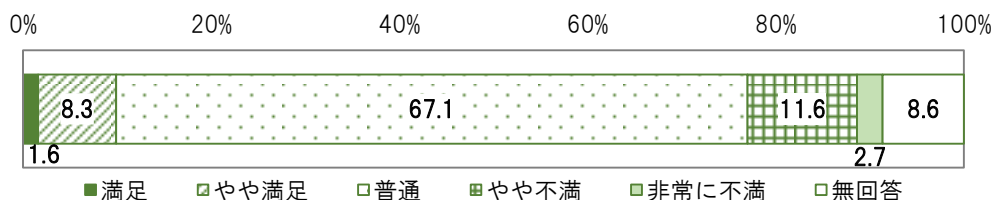
効率的な行政運営には、広域のスケールメリットをいかした事業連携が必要であるため、ごみ処理や下水道、保健・医療分野などにおいて、引き続き関係市町と連携しながら広域的な事業を推進します。また、道路整備をはじめとしたさまざまな分野における広域的な課題解決に向け、近隣市町と連携し、関係機関に働きかけます。

連携・交流の推進

魅力的なまちづくりを進めるには、新たな発想による取り組みが必要であるため、連携協定を結んだ兵庫大学をはじめ、地域の大学や企業・事業所などとの連携・交流を推進することで、地域活性化に必要な人材育成に取り組めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“広域的な行政運営と地域交流の推進”の施策満足度（令和2年度調査）



ともに進めていく取り組み

自助の取り組み

- 広域的なイベントに参加しましょう。
- 学生が行う連携イベントに参加しましょう。
- 大学が行うキャリアアップ教育に参加しましょう。

共助の取り組み

- 広域的な課題にみんなで関心を持ちましょう。
- 広域的な課題解決に向けて、みんなで協力しましょう。
- みんなでまちづくりを考えましょう。